

法友全期会ニュース



八丈島 撮影者 氏原隆弘

No.133 (2012年度2号)

2013.3.1

東京弁護士会法友全期会

法友全期会ニュース第2号 目次

代表挨拶

全期の活動に参加しませんか? 廣瀬健一郎 2

夏合宿報告

夏合宿の意義 ~次年度も、また次年度こそ、是非ご参加下さい!~ . . . 箭内 隆道 3

映画に学ぶパフォーマンスの精神と技術 成田 騎信 4

ベンチャー支援~弁護士が求められていること、弁護士ができること . . . 近森 章宏 5

債権法改正特別委員会 鈴木 修平 7

懇親会・観光報告 武藏 元 9

新入会員歓迎会

新入会員歓迎会の御報告 横澤 康平 10

新入会員歓迎会に参加して 中狭 和孝 10

政策委員会 活動報告

旭川・福岡若手弁護士との意見交換会 安井 之人 12

四万十市公設事務所訪問 山中 聡将 14

業務委員会 活動報告

弁護士から見た裁判官、裁判官から見た弁護士 杉本 佳英 15

ベンチャー起業家サポート企画 小峯 健介 16

2時間でスタートアップの玄人にスタートアップサポートが弾きえるべきIPOポテンシャルのある分野セクション10 . . . 日原聡一郎 17

不動産鑑定書の読み方 タム・ピーター 18

「関与場面別・財務諸表の読み方講座」の開催報告 . . . 植村 公彦 20

企画委員会 活動報告

屋形船納涼祭のご報告 古在 克子 21

料理教室~ABCクッキング~ 濱谷 美穂 22

フランスワインを愉しむ会 安藤 豪 23

大盛況!クリスマスパーティー 山本真由美 24

“新春スキー・スノボ&温泉ツアー”について 竹花 元 26

法律相談・メンター 活動報告

合格者ガイダンスのご報告 正田 光孝 28

第29回八丈島法律相談を終えて 鈴木 敦悠 29

債権改正 報告

債権法改正特別委員会報告 稲村 晃伸 31

その他

サバイバル・ダンス 山本真由美 33

法テラス江差通信特別編 板垣 義一 34

事務局より 会費納入のお願い 36

特別予算会計 37

メールリスト&ホームページのお知らせ 38

編集後記 38



全期の活動に参加しませんか？

2012年度代表幹事 廣瀬 健一郎
(50期)

2012年度の法友全期会は、「人と意見が集まる」活動を目標として、恒例の企画、新しい企画を開催してきました。

8月に軽井沢プリンスホテルで開催した夏合宿には、来賓や同伴者を含めて140名を超える参加者を得て、松竹の映画監督本木克英氏をお招きしてのパフォーマンス研修、ベンチャー支援に関する講演とパネルディスカッション、債権法改正の審議状況がわかる研修を開催し、その後は懇親会と2日目のゴルフ、バーベキューで懇親しました。懇親会、バーベキューには家族で参加された方もおられ、夏合宿がファミリー企画としても定着してきたことを感じました。

12月にコンラッド東京で開催したクリスマスパーティーにも家族連れを含む多くの参加を得て、和やかな盛会となりました。従前の新宿玄海での和室で水炊きを囲む宴会から、2010年にクリスマスパーティー形式を採用して、2011年、2012年とパーティー形式が続きました。2010年以降は、玄海を含めた候補から執行部会で投票により会場を選んでおり、どの会場が多くの会員に参加してもらえるかという観点から会場を決めています。

政策委員会は、他会の若手との交流として、親和全期会と一緒に、横浜、福岡、旭川、千葉の若手弁護士と交流しました。公設事務所訪問も、11月に高知県四万十市の法テラスとひまわり基金法律事務所を訪問し、3月30日には函館に近い法テラス江差を訪問し、函館で函館弁護士会の会員と交流します。

業務委員会は、ベンチャー支援をメインテーマとして、夏合宿の後、起業家・他士業との交流会、ベンチャー支援研修を開催しました。不動産鑑定書の読み方、財務諸表の読み方研修、

毎年実施している確定申告研修を開催し、昨年が続いて法友会と共催で税理士との交流会も開催しました。全期会員から執筆者を募って『Q & Aでわかる民事執行の実務』を執筆し、2月の東弁選挙の日に発売しました。

企画委員会は、ゴルフ練習会、ゴルフコンペに加え、親和全期会との合同企画として独身男女向けの屋形船納涼会を開催しました。フランスワインを愉しむ会を3回開催しワインに関する知識を深め、料理教室企画でタイ料理にチャレンジしました。毎年恒例の女性昼食会、1月のスキーツアーも開催しました。

法律相談センター委員会・メンターシップ委員会は、中野で3回法律相談を開催し、2月に中野での夜間相談も開催します。八丈島での法律相談を2回実施し、11月は八丈島の中学校での模擬裁判も実施しました。3月2日に八丈島での3回目の法律相談を実施します。3月23日・24日には、新入会員と3年目までの若手会員向けに法律相談やビジネスマナーに関する研修を組み込んだ春合宿を熱海で開催します。

債権法改正特別委員会は、夏合宿で債権法改正における論点の検討に関する「まとめ」を資料として配布し解説しました。「まとめ」のアップデートと中間試案への対応のための準備、検討を進めています。

本年度の全期の主立った活動をご紹介しました。これらの活動は、全期会員のみならずに参加いただくために企画しています。執行部が知恵と労力を集めて、参加いただいた方に「参加して良かった」と思っていただけることを目指しています。参加いただければ、得られるものがあります。

全期の活動に参加しませんか？



夏合宿の意義

～次年度も、また次年度こそ、是非ご参加下さい!～

2012年度事務局長 箭内 隆道
(53期)

本年度も恒例の夏合宿を実施致しました。お陰様で140名を超えるたくさんの方々にご参加いただき（日帰りの方やご同伴のご家族を含めた人数です）、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

私自身、3年ぶりの参加でしたが、まず感じましたのは、手前味噌ながら研修企画の充実です。政策・業務・債権法改正の各委員会を構成する「弁護士集団」が一年間の中心的活動として最新の問題意識に基づき準備を重ねた企画は、それぞれ遠方まで参加していただくに値するものであったと自負しております。

ベストなテーマの選定や、想定外の事情による企画白紙・再検討など、本年度も夏合宿本番までの準備には数々の困難もございました。しかし、皆が本業以外に時間を割いて企画を仕上げるプロセスは、特に若手の会員にとって、それ自体が研修として素晴らしいものであることも目の当たりに致しました。私は次年度もできる限り夏合宿には参加したいという気になっておりますし、また毎年夏合宿のご案内をご覧になり、ちょっと興味があるな、と感じられたことのある先生には、是非、次年度は参加を、また一歩進んで、4月から全期会の各委員会へご参加されることを、強くお勧め致します。

また、私は妻と子供（小学生と幼稚園児の娘2人）と参加しました。1日目の研修時間中は家族は軽井沢の公園で大いに遊び、夜の懇親会、そして2日目の公式観光コースに全員で参加いたしました。子供達はたくさんの弁護士のお兄さん・お姉さんから話しかけてもらい、弁護士がどういう仕事でどういう人たちなのか、（私が目を離しているうちに）いろいろ学んだようで、それだけでとてもいい経験になったと思います。2日目午後からは家族旅行となり、妻も全体を通じてとても楽しんでおりました。ご結婚されている先生方におかれましても、次年度も全期会の夏合宿を夏の家族イベントのひとつとして是非検討いただければと思います。

参加人数も多数であることから、慣例により、次年度の夏合宿についても本年度執行部で場所

と日程を仮押さえしております。次年度は本年8月24日(土)～25日(日)が、現時点での候補日です。是非とも、多数の先生方にご参加いただけますよう、私も今から楽しみにしております。

(2012年度法友全期会夏合宿)

開催日 2012年8月25日(土)～26日(日)
開催場所 軽井沢プリンスホテル・ウエスト

<1日目>

研 修

- ・ 政策委員会主催：「映画に学ぶパフォーマンスの精神（こころ）と技術（わざ）」
※ 映画監督の本木克英様にご登壇いただきました。
- ・ 業務委員会主催：「ベンチャー支援～弁護士が求められていること、弁護士ができること」
※ フルキャストホールディングス創始者の平野岳史様、有限責任監査法人トーマツの斎藤祐馬様にご登壇いただきました。
- ・ 債権法改正特別委員会主催：「今なら間に合う債権法改正 ～議論に乗り遅れないために～」
※ 東京弁護士会法制委員会委員長等を歴任されている篠塚力先生にご登壇いただきました。

懇 親 会

- ・ 企画委員会プロデュースで、お子様向けコーナーをはじめ楽しい企画を実施しました。2次会はカラオケで一体となり、3次会はコテージで、一部の先生方は明け方まで盛り上がりました。

<2日目>

観 光 コー ス

- ・ 午前にはソーセージ作り体験の企画をご用意しました。午後は、午前中自由行動（アウトレットショッピング等）で楽しまれた方々と合流し、軽井沢タリアセン（レジャー施設）でバーベキューを行いました。

ゴ ル フ コー ス

- ・ 軽井沢72ゴルフにて、恒例のゴルフコンペも実施しました。 以上



「映画に学ぶパフォーマンスの 精神と技術」

2012年度政策委員会 事務局幹事 成田 騎 信
(64期)

1 はじめに

昨年の夏合宿での政策委員会の活動をご報告します。

政策委員会は、「釣りバカ日誌（11～13）」「鴨川ホルモー」「おかえり、はやぶさ」などを手掛けた本木克英監督をお招きして、「映画に学ぶパフォーマンスの精神（こころ）と技術（わざ）」と題した企画を行いました。

「映画」と「弁護士」、一見何の関係もないようにも思えます。

しかし、人を説得し、感銘させる演技力や身体的表現力、いわゆるパフォーマンス力は、法廷、和解・調停、法律相談、クライアントに対するプレゼンテーションなど、弁護士の活動分野においても必須の能力です。

そこで、今回は、映画監督としてパフォーマンスを熟知しておられる本木監督にご協力いただき、パフォーマンス力向上を目指す本企画を開催することになりました。

2 内容について

はじめに、本木監督より、監督の映画作品のシーンを題材に、監督がそこに込めた思い・意図・技術、監督の意図を超えた創造的な演技等について、講演をしていただきました。

次に、本木監督による指導のもと、監督の作品である「ゲゲゲの鬼太郎-千年呪い歌」の一コマを題材に実演を行いました。

まずは、企画者である政策委員が先陣をきって実演をすることになりました。注目の配役ですが、鬼太郎：内野真一先生、目玉の親父：板垣義一先生、ネズミ男：池田大介先生、猫娘：面川典子先生、砂かけ婆：並木麻倫子先生、そして私が子泣き爺を演じました。それぞれカツラ等を着用し（板垣先生のみ全身コスプレ）、見た目は妖怪そのものです。

さて、肝心の演技内容ですが、さすがの政策委員も本木監督を前にして、緊張は隠せません。私自身、緊張とカツラ姿の恥ずかしさも合わさり、動きはぎこちなく、声も小さくなってしまいました。

そんな私たちに、すかさず本木監督から「カット！！」の一声。

本木監督は「みなさん、動きが少なすぎます。どんな場面なのかが全く伝わってきません。場面設定が重要ですからそこを意識してください」との助言をくださいました。

私は、子泣き爺になりきれていない自分を恥じました。こんなものが自分のベストパフォーマンスであるはずはない。自分は子泣き爺だ！子泣き爺になる！！と何度も己に言い聞かせました、人生でこれほど子泣き爺の気持ちを考えたことはありませんでした。

他の政策委員も同じ気持ちだったのでしょう。監督のアドバイス後の演技は、臨場感溢れるものになり、監督からもお褒めの言葉をいただくことができました。

実演を通じて、自信をもって堂々と表現することの大切さを学びました。

政策委員の実演後は、会場からも出演者を募り、実演していただきました。

3 最後に

史上初のコスプレ合宿になりましたが、参加していただいた先生方のパフォーマンス力向上のお役に立てたのであれば幸いです。

今回の本木監督の講演、ご指導により人を感銘させるパフォーマンス力について学ぶことができました。最後に改めて本木監督に感謝の気持ちを申し上げたいと思います。本木監督ありがとうございました。





「ベンチャー支援 ～弁護士が求められていること、 弁護士ができること」

2012年度業務委員会 副代表幹事 近 森 章 宏
(56期)

第1、日 時

平成24年8月25日(土) 午後4時30分～午後6時

第2、内 容

- 1 基調講演 (午後4時45分～午後5時20分)
フルキャストグループ創業者 平野岳史氏
- 2 パネルディスカッション (午後5時20分～午後6時)
パネリスト：平野岳史氏
トーマツベンチャーサポート(株) 事業開発部長 公認会計士 斎藤祐馬 先生
1部61期 弁護士 後藤大 先生
コーディネーター：業務委員会委員長 弁護士 宮島佳範

第3、内容報告

1、平野氏による基調講演

平野氏には、起業から成長・上場、そして現在に至るまでに発生した法的問題と解決方法について、具体的な成功例・失敗例(弁護士に依頼した成功例・失敗例、弁護士に依頼しなかった失敗例等)を挙げただきながら、弁護士がベンチャー起業家と接する上で必要なことを中心にご講演いただきました。

具体的には、自分が初めて弁護士に依頼したのは、①会社の作り方を尋ねるために地元の区役所の法律相談に行ったときであり、その後は主に、②請負と派遣の区別・線引きについて相談したとき、③上場準備のとき、に依頼した、とのことでした。

そして、①のときには、起業前で周りに弁護士との接点がなく、どこに行けば弁護士に会えるのか分からないし、そもそも弁護士に相談したら「こんな簡単なことで」

と馬鹿にされるのではないかと、法外な弁護士費用を請求されるのではないかと非常に不安だったとのことであり、実際に弁護士に相談してみても、説明が分かりにくく、「弁護士が普通だと思っていることが一般人には難しいということを知ってほしい」という感想を抱かれたそうです。

その上で、経営者との付き合いのコツとして、経営者は大きく3つのタイプに分けられ、それぞれ以下の特性があることが紹介されました。

(1) 営業型

販売業を営んでいる社長に多い。猪突猛進型が多く、トラブルやクレームの相談が多いと思われる

(2) 研究開発型

ITサービス業を営んでいる社長が多い。営業戦略等を考えるにあたっての予防法務の相談が多いと思われる。

(3) 事務型

ケアサービス業を営んでいる社長に多い。労務問題等の事務処理に関する相談が多いと思われる。

以上の分類に加えて、(A)ベンチャー型 (B)既にある会社の承継型、の2種に分類できるそうで、弁護士が起業家に接するにあたっては、上記の分類を念頭に置いた上で、社長と目線を合わせてその考え方をまねて、「当事者意識を一緒に持って、共に会社を成長させるというマインドを持つ」ことが重要であろう、とのことでした。

2. パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、起業家支援として、起業家向けセミナーの開催、大企業や海外企業とベンチャー企業とのマッチング・交流の促進等の活動を行っている斎藤先生より、「起業家は、客観的にみれば法的問題を抱えているにもかかわらず、何が法的に問題なのか分からず、しかも弁護士と出会う場がない。仮に弁護士に相談したとしても、弁護士にITの知識がなくて相談の趣旨がうまく伝わらないのではないかと、弁護士費用が高額になるのではないかと、という点を懸念している」と、平野氏と似た問題提起がされました。

この点について、多くのベンチャー企業から法律相談・依頼を受けている後藤先生は、「現在の起業家はITを駆使している人が多いので、ある程度のIT知識は必要であるが、高度な知識は求められておらず、むしろ起業家がどのようなことに関心を持っているか、常にインターネット等でアンテナを張るよう心がけている」と述べられました。また、後藤先生によると、ベンチャー企業の法律相談では、ビジネスモデルに関わる法律相談が多く、単に「違法であ

る」と切り捨ててしまっただけではベンチャー企業の経営が成り立たなくなってしまうので、できる限りそのモデルを生かす方向で法律相談に応じることを心がけている、とのことでした。さらに、起業家に高額な弁護士報酬を求めることは難しいことが多いので、長い目で見て起業家と接している、というお話もされました。

平野氏は、斎藤先生と同様に、「起業家は弁護士との接点がないので、弁護士は起業家との交流をもっと行ってほしい」と述べた上で、IT等の知識は最低限は必要だが、「一番重要なのは『起業家と一緒に会社を成長させよう』というパッションを弁護士が持つことである」とおっしゃっていました。

この「パッションが重要」という点は斎藤先生も後藤先生も一致して強調され、今回のパネルディスカッションを貫くテーマのように語られたのが印象的でした。

第4 感想

この講演・パネルディスカッションを企画する前は、ベンチャー起業家との法律相談というと、「ITに精通している弁護士でないと対応できない。」とか、「すでに専門の弁護士が法律相談に対応していて、業務開拓の余地が少ない。」などと勝手に想像していました。

しかし、実際に平野氏、斎藤先生、後藤先生のお話を聞くと、起業家からしてみると、周りに弁護士の知り合いがほとんどいないということであり、知識云々よりパッションが重要であるということは、一般の法律相談と変わりがなく、今後は、ベンチャー起業家と積極的に交流していきたいと思いました。以上

債権法改正特別委員会

2012年度債権法改正特別委員会 委員 鈴木修平 (63期)

第1 はじめに

去る平成24年8月25日(土)午後2時40分から、債権法改正特別委員会からの発表を行いました。当日は、政策委員会主催の寸劇「ゲゲゲの鬼太郎」のパフォーマンスに興奮さめやらぬ中、しっとりとした空気を醸しつつ行われました。

今回の発表は大きく分けて3部の構成となっており、第1部は債権法の改正を理解するためのクイズを、第2部は法制審議会における現在までの議論状況の解説を、第3部は東京弁護士会法制委員会の委員長であり、且つ我々の先輩でもある篠塚力先生(36期)による債権法改正についての基調講演という内容でした。

第2 債権法改正クイズ

まず、債権法改正クイズを古川孝二委員、廣畑牧人委員長、安齋瑠美委員が出題しました。その内容は以下のとおりです。

発表で出題された問題			
設問	現行法(判例)に基づく解答	発表時点の法制審での議論状況に	解説
1 債権者は、債権者代位権を行使して第三債務者に対し直接自己に対する給付を求めることができ、給付を受けたのち、債務者の自己に対する返還請求権を受働債権とし、自己の債務者に対する債権を自動債権として相殺することも制限されない。	○	×	法制審での現状における議論の状況からすると(第35回会議)、債権者代位権を行使した債権者が第三債務者から直接自己に対する給付を受けることは可であるが、受けた給付の返還債務を自己の債務者に対する債権とて相殺事実上の優先弁済を受けることについて否定的である。相殺を許容する案もあるが一定期間の経過を要求しており、無制限の相殺を認める案は劣勢。
2 債権に譲渡禁止特約が付されていたにもかかわらず、特約に違反してなされた債権譲渡は無効となる。	○	×	法制審での議論状況(第45回会議等)によれば、譲渡禁止特約に違反した債権譲渡が有効であることを前提とする議論が展開されており、現状においては、有効説の方向で検討がなされている。ただし、有効・無効のいずれとするかについて有効説で決着をつけているわけではないため、今後の審議次第で結論が変わる可能性がある。
3 売買契約の買主が売主に対し瑕疵担保責任を追及するためには、売買目的物の瑕疵が隠れたものでなければならない。	○	×	瑕疵担保責任の発生要件としての「瑕疵」の有無の判断で考慮すれば足り、瑕疵が「隠れた」ものかどうかをさらに問題とする必要のない等の理由により、「隠れた」要件を不要とする案が優勢。

このように、今まで常識として理解してきた民法の知識がガラッと変わっていく可能性があることはお分かりいただけると思います。このほかにも、公序良俗違反の具体化、不法行為等の損害賠償請求権の消滅時効に特則を導入することの可否、合意によって法律と異なる時効期間や起算点を定めることの可否、当事者間の交渉・協議による時効障害規定の導入の可否、利率の見直しと変動制の導入の可否、債務不履行に損害賠償の範囲、不当な契約条項を規制する規定の導入の可否・・・など、我々の仕事に大きく影響が出る可能性のある改正が数多く議論されています。

もうお分かりだと思いますが、債権法のみならず、これに関連する民法第一編総則（第五章法律行為、第六章期間の計算、第七章消滅時効）の改正やこれまで認められてきた法理を規定化することも今回検討されています。したがって、改正の範囲は思った以上に広がっています（なお、上記情報は原則として平成24年7月末日現在参照可能なものに基づいています。その後の審議の進展にともない異なる議論状況となっている可能性がありますのでご留意ください）。

第3 現在までの議論状況

次に、泉原智史委員より、現在までの債権法改正の状況について、解説がありました。

具体的には、平成18年10月に民法（債権法）改正検討委員会が発足し、平成21年10月に法務大臣による法制審議会の諮問があり、徐々に議論が熱を帯びていき、平成23年7月26日以降、法制審議会において、債権法改正に関する論点の検討がされています（いわゆる「第2ステージ」）。

そして、今後、平成25年2月を目途に中間試案を公開することを目指すとのスケジュールになっています。この「中間試案」というのは、債権法改正手続の中間ではなく、終盤にさしかかっていることを意味しますので、今後ますます活発な議論がなされるとのことでした。

第4 篠塚先生の基調講演 「若手にはBig Chanceです。」

篠塚先生のご講演によりますと、日本は世界各国の民法改正の動きに後れてはいるものの、法制審議会は月3回のペースで審議を行っており、内容はどんどん深化しているとのことでした。また、篠塚先生は、今後、債権法の改正に留まらず、親族・相続法や物権法も続いて改正されていき、なんと3000条以上の条文となる可能性があるとも示唆されました。

さらに、今回の改正を身につけることが、若手にとってBig Chanceとなる可能性を大いにあると述べた上で、法友全期会債権法改正プロジェクトチームが作成した「債権法改正を考える 弁護士からの提言」（第一法規）や、当委員会が作成した法制審議会の議論を集約した冊子（下記）を参考にしつつ今のうちから準備しておくことが肝要であるとのことでした。

また、債権法改正以外にも、業務の基本姿勢として、時間の7割を仕事にあて、残りの3割のあそびを作ってそれを研究・研修に打ち込むべきであるのご指導いただきました。

さらに、講演後に質疑応答の時間が設けられ、事前に取りまとめた質問事項や会場からの質問に篠塚先生が回答されましたが、その内容からしても、債権法改正は、もはや「実感がわからない」問題ではなく、今の段階から議論に乗り遅れないようにしていかなければならないと感じました。

第5 おわりに

今回の発表のタイトルは、「今なら間に合う債権法改正 ～議論に乗り遅れないために～」となりました。そうすると、この記事を読んでいる頃にはもう間に合わないのか・・・とお思いかもしれませんが、多分そうではありません！平成25年2月の中間試案により、債権法改正の輪郭が明らかになります。今のうちに上述の本や冊子、以下の参考文献に目を通されれば、効率的にキャッチアップができるのではと思います。

また、もし、当委員会に興味をもたれた方はお気軽に当委員会までご連絡ください。

第6 おまけ（参考文献）

1 法制審の議論の到達点を知るための資料

“「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（平成23年4月12日決定）”。

法務省. <http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900074.html>,又は、これを単行本したものとして、商事法務編.民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明,商事法務,2011

2 気になる議論を効率よく追うための資料

“「審議事項・部会資料・議事録一覧（部会）」”。

法務省. <http://www.moj.go.jp/content/000104158.pdf>

3 当委員会作成の資料

当委員会において、第2ステージにおける法制審の議論状況をまとめた冊子を作成し、合宿において資料として配布されました。同冊子は、夏合宿時点では暫定版でしたが、今後、必要な補充等を行い、会員の方に提供する予定とのことでした。



懇親会・観光報告

2012年度債権法改正特別委員会 事務局幹事 武藏元
(64期)

64期東京ブライト法律事務所の武藏元と申します。1日目の懇親会及び2日目の観光についてのご報告をさせていただきます。

懇親会は軽井沢プリンスホテル・ウェスト内のメインバンケットホール、長野内の「楓（かえで）」で行われました。懇親会には先生方のご家族も多く参加されていたため、会場内は子供たちの声で大変賑やかな雰囲気となりました。

懇親会のイベントとして、子供たちがマジックテープを付けた玉を的に投げて、的に付いた玉の数で景品が貰えるというゲームが開催されました。ここで「的に」選ばれたのは、石井先生と私でしたが、債権法改正特別委員会の発表を遅刻の為、急遽廣畑委員長に代役を務めさせてしまった私は、罰として子供たちから顔に玉をぶつけられました(顔に玉はくっつきません)。

二次会は国際会議場、浅間で行われました。二次会ではカラオケ大会となり、法友全期会が、法友旅行総会で発表した少女時代の「G e e」を再び踊ることとなり、本木克英監督からは「劇団を作れるんじゃないか」とのお褒めの言葉まで頂きました。また恒例となった山本先生の大変すばらしいパフォーマンスもあったと記憶しております。

三次会は三つのコテージに分かれ、夜遅くまで宴会が続きました。夏合宿の執行部による下見会では法友全期会執行部事務局長の箭内先生に夜中の3時にお酒を買いに行かせるといった失態をした私でしたが、夏合宿本番ではその様な悲劇が再び起こらないよう、細心の注意を払って遅くまで宴に参加させて頂きました(朝は違うコテージで寝ていましたが…)

2日目は、朝からソーセージ造り体験に向かいました。

挽肉に塩、水、ハーブを入れそれらをよく捏ねて、その塊を絞り出す機械に投入します。その後はレバーを回せばお肉が出てくるのですが、それを上手い具合に腸に入れ、皆さんがよくご存じのソーセージの形にひねる作業をしなくてはなりません。しかし、これがまた大変な作業で、お肉がはみ出たり、ちぎれたりしてなかなか上手に出来ませんでした。この難作業を乗り越え75℃から80℃のお湯に入れると無事完成となります。普段なかなかソーセージを造る体験など出来ないことなので、きちんと造れるのか心配でしたがいざ造ってみると非常に楽しい経験となりました(なお、前日の三次会ではしゃぎすぎた私はソーセージ造りに行くことが出来なかったため、以上は濱谷先生からの伝聞になります…)

その後は、軽井沢タリアセン内のバーベキューハウス山里野に移動し、いくつかのテーブルに分かれバーベキューを楽しみました。出てきたお肉が大変美味しかったことが大変印象的でした。下見会では最初に焼きそばを焼くといった失態をした私でしたが、今回はきちんと最後に焼きそばを頂きました。

その後は自由解散となり、楽しい夏合宿も終了となりました。

このように色々と(個人的に)トラブルはありましたが、来年も是非参加したいと思わせる素晴らしい懇親会と観光でした。この場を借りて企画に携わった先生方にお礼申し上げます。



新入会員歓迎会の御報告

2012年度副代表幹事 横澤 康平
(57期)

2013年1月24日、法友会と法友全期会との共催にて毎年恒例の新入会員歓迎会が開催されました。今年度は、六本木ヒルズの51階にある「六本木ヒルズクラブ」において、新入会員50名を含む137名の参加がありました。六本木ヒルズクラブは会員制で、本来は高額な入会金や年会費を支払わないと利用できないようです。そんな普段は足を踏み入れることのできない場所で新入会員歓迎会を開催することができ、新入会員の先生方には楽しんでいただけたのではないかと思います。

当日は、恒例となっている新入会員向けのガイダンスがあり、その後、63期11部安藤豪先生と63期12部岩田登希子先生の司会により、華やかに歓迎会が進行しました。主催者の挨拶、来賓の先生方からご祝辞をいただいた後、新入会員の先生方の自己紹介が行われましたが、法友会・法友全期会での今後の活躍が大いに期待できる先生方が沢山いらっしゃったように思います。

一次会の後は、一次会会場の隣の部屋で二次会が行われ、その後、廣瀬代表に率いられ新入会員の先生方は三次会会場へと流れていきました。朝方近くまで先輩方と飲み続けた新入会員の先生もいるようです。

多くの新入会員の先生方は、今回の歓迎会が初めて参加した法友会・法友全期会のイベントであったと思いますが、今後も引き続き各イベントに参加していただき、いずれ法友会・法友全期会でご活躍いただきたいと思います。

新入会員歓迎会に参加して

中 狭 和 孝
(65期)

1 御挨拶

昨年の12月20日から弁護士となりました65期の中狭和孝でございます。ご縁があり、本年度から法友会5部公正会及び法友全期会に入会させて頂くことになりました。末永くよろしくお願ひ申し上げます。

この度、先日開催された法友会・法友全期会の新入会員歓迎会に参加させて頂いた折の感想等を述べさせて頂ける機会を頂戴しましたので、歓迎会に参加して思った素朴な感想等を率直に述べていきたいと思ひます。

2 歓迎会

歓迎会が開催された本年1月24日、私は、いつもより早く事務所出ること若干恐縮しつつ、会場である六本木ヒルズに向かいました。余裕をもって事務所を出たのですが、六本木ヒルズ

の高層階にはあまり行ったことがなかったため、若干迷ってしまい、会場である「六本木ヒルズクラブ」へは開催時刻ギリギリの到着となりました。

会場に到着すると、新入会員ガイダンスが開かれ、法友全期会の各委員会の活動内容についての説明を受けました。

新入会員ガイダンス終了後、歓迎会が始まり、事務所の先輩弁護士と合流して、その先輩弁護士と一緒に、先輩会員の先生方に御挨拶をさせて頂きました。多くの先輩会員の先生に御挨拶させて頂き、お顔とお名前を記憶しようと精一杯努力してのですが、私の記憶力の限界から、現在に至ってもなお、なかなか結果がついていない状況です。歓迎会の後日談になりますが、歓迎会で名刺交換させて頂いた先輩の先生と千葉で再会した折、失礼にも御挨拶させて頂



いたことをすっかり忘れ、再度名刺を渡してしまっていたことがありました。本当に申し訳ございません。

そして、先輩会員の先生方への御挨拶も一段落して、おいしい食事とお酒を楽しみながら先輩会員の先生方とお話しさせて頂きました。先輩の先生方のお話は、法友会・全期会の組織に関するお話から色々な裏話等おもしろい話ばかりで、しかも、その面白い話を長時間続けておられる先輩方の姿を見て、「先輩たちのトーク力ってハンパねえなあ」と思った次第です。

3 2次会・3次会、そして4次会へ

1次会が終わり、1次会会場の隣の部屋で2次会が始まりました。先輩たちの話を聞いていると時間もあっという間に過ぎていきました。2次会も御開きになり、帰ろうとすると3次会が開催されるということになり、先輩方の後ろについて行きました。

3次会が終わる頃には、お酒を少々嗜む程度の私は酔っぱらっており、4次会に突入して以降の記憶が少々曖昧です。しかし、ノリノリの先輩会員の先生方を見て、「先輩たちの体力ってスゲーなあ」と思ったことはハッキリ覚えています。

4次会が終了したのは、確か、午前3時半頃だったと思います。終了後、廣瀬健一郎先生が「方向が一緒だから送っていくよ」と声をかけてくださり、タクシーで送って頂きました。廣瀬先生、本当にありがとうございました。

そして、歓迎会の次の日（当日？）は、いつもの時間に起きて無事遅刻することなく事務所に着けて少しホットしました。

4 雑感

歓迎会に参加させて頂いて思うことは、第1に、法友会及び法友全期会の先輩会員の先生方のお話が大変勉強になるということです。これからの弁護士人生において様々な悩みにつかるとなると思います。まずは自分自身でそ

の悩みを解決しようと精一杯努力しますが、その解決が難しいときに、個性的で魅力ある先輩方と接することで、悩みを解決し得るきっかけを掴める等様々な事柄を勉強させて頂けると思っています。このような勉強等の機会を提供してくれる法友会及び法友全期会は、私の弁護士人生において羅針盤又は座標軸の一つになるような気がしています。

従いまして、このような法友会及び法友全期会の研修や催しに積極的に参加させて頂いて多くの先輩会員の先生方と出会い、自身の見識を高めつつ、先輩方と楽しいお酒を飲むことができればと思っております。また、このようにして研修や催しに積極的に参加することで、様々なストーリーと共に先輩方のお顔とお名前を覚えていけたらと思っております。すなわち、顔と名前はストーリー性が無いから覚え難いと言われていたかと思っておりますので、研修や催しに積極的に参加することで先輩方との思い出を作り、先輩会員の先生方のお顔とお名前を一致させていければと考えています。それまでは、御挨拶したにも拘らず、「初めまして」等と御挨拶することがあるかもしれませんが、何卒ご容赦頂きたく存じます。

第2に、遅くまで飲んで明日（当日？）の仕事はきっちりやるという先輩方の姿勢を見習って、食べること及び飲むこと等を精一杯楽しみつつバリバリ仕事をする弁護士を目指したいと思っております。

第3に、来年以降、私にも後輩ができれば、先輩会員の先生方のように面倒見の良い先輩となって後輩に接することができたらと思っております。

最期に、素晴らしい歓迎会を企画して歓迎会にご招待して下さり、また、法友会・法友全期会に温かく迎え入れてくださった先輩会員の先生方に謝辞を述べさせて頂き、筆を置きたいと思っております。

本当にありがとうございました。

以上





旭川・福岡若手弁護士との 意見交換会

2012年度政策委員会 事務局幹事 安井 之人
(63期)

1 はじめに

本年度、法友全期会では、親和全期会とともに、地域の若手弁護士との意見交換会を行いました。そのなかでも、現地へ行き実施しました旭川弁護士会（平成24年8月3日・4日）と福岡県弁護士会木曜会（同年11月30日・12月1日）との意見交換会について、ご報告します。

2 旭川弁護士会との意見交換会

(1) 旭川弁護士会との意見交換会は、平成24年8月3日、旭川弁護士会館会議室にて、旭川弁護士会（13名）、親和全期会（6名）、法友全期会（5名）と横浜弁護士会（2名）の総勢26名で行われました。

(2) 旭川においても、「景気のいい話はあまり聞かない」として、売り上げが減少していることや、過払事件もほとんどなくなっていること等の報告がありました。業務拡大の努力としては、弁護士会では、法律相談センターを改革して、法律相談を毎日実施するようにしたり、各事務所においても、ホームページを開設したり、タウンページに広告を載せたり、郊外に事務所を設立し独自性を出すなどの工夫をしているとのことでした。一方で、国選弁護事件や法律扶助事件の配点はそれなりにあるようでした。

また、旭川での若手弁護士の就業形態は、以前から、イソ弁での就業形態は少数で、

独立採算型が多数という点が特徴的でした。条件も、事務所ごとに様々で、事務所の事件は一切やらずに経費を支払う事務所や事務所の事件をやる代わりに経費は支払わないという事務所などがありました。

(3) 翌日4日には、親和全期会とともに、旭川を巡り、北海道のおいしい食材と広い大地を満喫しました。

3 福岡県弁護士会木曜会との意見交換会

(1) 福岡県弁護士会木曜会との意見交換会は、平成24年11月30日、福岡天神センタービル8階会議室にて、福岡県弁護士会木曜会（14名）、親和全期会（9名）、法友全期会（5名）、第一東京弁護士会（9名）と横浜弁護士会（3名）の総勢40名で行われました。

(2) 福岡県弁護士会には派閥はなく、10年目までの若手弁護士の任意の団体が木曜会で、設立43年目、約130名の会員がいるとのことでした。

(3) 福岡でも、事件数は減っており、弁護士会の法律相談などは、法テラスと同じビルにあることもあり、法テラスにとられて大幅に減っているようです。

離婚事件については、双方に資産がなく採算が取れないようなケースが増え、法律扶助があるからなんとか受けることができ

ているという報告もありました。

刑事事件については、2か月に3回程度は当番があるとのことで、東京では国選事件などは取り合いになっていることを報告すると、木曜会の先生方は驚いていました。

最後には、全国的な若手弁護士の会（（仮称）WBA（Wakate Bengoshi Associations））の創設へ向けて、緩やかな共同体を築くとの決議がなされました。

- (4) 翌日12月1日は、親和全期会ともに、柳川を観光し、どんこ舟にゆられながら川下りでゆったりとして時間を過ごし、うなぎのせいろ蒸しを食しました。

4 おわりに

地域の弁護士会と意見交換をし、各地で弁護士増員による事件数や売上げの減少といった共通の課題はありつつも、その程度や状況は各地により異なりました。各地の状況は、実際に現地に行かなければなかなか分かりませんが、あまり交流の機会はありません。

震災対策である被災地支援において現地の弁護士会との調整がうまく進まないといった例なども、各地域の事情の無理解が一つの要因のようにも感じます。また、弁護士の不祥事の話も、全国的に取り組んでいかなければならない問題ですが、各地の事情を理解せずには議論できないのではないかと思います。

また、平成24年11月27日に実施した「日弁連を知る、使う」研修会にて講師をしていただいた椛嶋裕之先生も、16年以上も前の論文（自由と正義47巻7号67頁、1996）にて、司法改革という点に関してではありますが、日弁連の政策課題は中堅以上の弁護士に担われる傾向があるとして、若手弁護士の全国的なネットワークの必要性を指摘されています。

全国的な問題だから日弁連に任せておけばよいというのではなく、これからの弁護士業界を担っていく若手弁護士が、各地の状況を理解し合い、自由に政策を議論し合う場として、全国的な若手弁護士の会が必要ではないでしょうか。その礎として、今後も地域の若手弁護士との意見交換会を続けていくことが重要ではないかと思えます。





四万十市公設事務所訪問

2012年度政策委員会 事務局幹事 山中 聡 将
(61期)

平成24年11月16日（金）から17日（土）にかけて、総勢10名の訪問団で、高知県四万十市にある法テラス中村法律事務所（中井陽先生、塚本順久先生）、中村ひまわり基金法律事務所（重野裕子先生）を訪問しました。

四万十市には、高知地方裁判所中村支部があります。同支部管内の総人口はおよそ9万人、総面積およそ1560 k m²で、これはじつに、東京ドーム（4万5600人収容）約2個分の人口が東京ドーム約3万3000個分の大地に暮らしておられるという計算になります。管内には、2つの公設系法律事務所と1つの民間法律事務所があります。

当日、訪問団は、羽田空港からひとつ飛びし、勇躍高知龍馬空港に降り立つと、チャーターした貸切バスで陸路四万十市を目指します。車中でお弁当を食べるといふ慌ただしさのなか、陸路3時間（お弁当を食べた後はだいたい寝てました）で四万十市に到着です。早速、法テラス中村法律事務所に向いました。

ちょうど引継ぎの時期だったため、同事務所では中井陽先生と塚本順久先生の2先生が執務されておられました。先生方からは、ご当地ならではのお話と法テラス全般に通ずるお話を伺いました。

行きつけのコンビニで刑事事件の示談の相手方に出くわしたり、相続事件などでは過去の依頼者との関係で思わぬ利益相反があったりというお話しは、人が少ない＝世間が狭いという地域の特性が色濃く反映されたエピソードでした。

また、法テラスに勤務される弁護士に共通の御苦労を伺うにつけ、あらためて、法テラスで執務されている先生方のまさにパブリックな在り方を尊敬するとともに、よりよい運営を求め

て工夫するよう声をあげていくことが大変重要であると思いました。

次いで訪問した中村ひまわり基金法律事務所では、重野裕子先生から、その多忙な業務の一端を伺うとともに、弁護士に対する地域の期待を感じました。

四万十市（というよりは高知県）での移動は専ら車であり、事務所から御自宅も近いことから、終電というリミッターが存在しないため、どうしても深夜まで業務をしてしまうことを紹介しておられたのが印象に残りました。

また、地域の自治体や病院からの囑託など、公共性のある職務を複数受けておられるとのことで、地域の弁護士に対する期待と、それに応える頼もしい姿に感服しました。

その後、地元のお店でカツオのたたきや、天然うなぎといった、四万十市ならではの美味しい料理とお酒を交え、訪問団と先生方との懇親会が行われ、大変盛り上がりしました。そこでも有意義な語らいがなされたのですが、詳細についてはうまく思い出せませんので割愛させていただきます。

翌日、四万十川の川下り、桂浜観光、坂本龍馬記念館見学という行事を消化し、空路東京へ。こうして、四万十市への公設系事務所訪問を無事故で終えることができました。

最後に、ご多忙のなか、10名からなる訪問団を快く受け入れ、お話しを聞かせてくださった法テラス中村法律事務所の中井先生と塚本先生、中村ひまわり基金法律事務所の重野裕子先生に、この場をお借りして、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

2012年6月25日 弁護士会にて開催 本多哲裁判事による講演



「弁護士から見た裁判官、 裁判官から見た弁護士」

2012年度業務委員会 事務局幹事 杉本佳英
(62期)

本研修は、平成20年に弁護士任官された本多哲裁判事（48期。もと親和全期会（二一会））を迎え、法友全期会、期成会若手の会、親和全期会の共催で企画したものです。

本多判事は、弁護士としても豊富なお経験をお持ちであり、弁護士、裁判官双方の視点から、若手会員に対し、弁護士任官を選んだきっかけや、裁判官としての生活、効果的な準備書面の書き方など、普段聞くことができない貴重なお話をしていただきました。

本多判事は「弁護士に魅力を感じなくなった」という理由で弁護士任官を希望したのではなく、「弁護士登録後7～8年経って、裁判所の感覚と自分の感覚が離れていないか確認したかった」という理由で、まずは非常勤裁判官制度の申し込みをし、民事調停官の職務を経た上で、「自ら判断する」こともしてみたいと思うようになったとのことでした。

お話の中で、裁判官になったことによる生活の変化に関する話が大変興味深く、特に、「靴底が減らなくなった」「領収書をもらわなくなった」「電話がかかってこなくなった（静かな環境で仕事ができる）」など、弁護士生活では当然だったことが当然ではなくなった、とのことでした。

そして、裁判官の業務については、「裁判官は常に法律要件該当性の判断を行っている。端的に言えば、それは証拠の評価に尽きる。裁判官に向いているかどうかの決め手は、感情を捨て、法律要件該当性があるかないかで判断で

きるか、それが好きかどうかである」とのことです。本多判事が部長から「記録から見える世界が人によって変わったらおかしいのではないか」と言われ、「経験によって結論は変わらないと感じた」というお話が、特に印象に残っています。

弁護士へのアドバイスとしては、準備書面の作成や尋問において「裁判官がきちんと事件を理解しているとは限らないので、裁判官をあまり信頼しすぎないように。裁判官に理解してもらえるように工夫する努力しないといけない」「弁論準備期日で、口頭でわかりやすく補充説明をすることも大切」「裁判官は証拠説明書をインデックスがわりによく参照するので、立証趣旨を丁寧に書かないともったいない」という実践的なお話をいただきました。

とはいえ、裁判官からみて弁護士は「非常にありがたい存在、尊重に値する」とのことでした。ただ、「弁護士が当事者化されると困る。当事者と離れて、法律的な理解をできるかどうか大切」というお話もされていました。

そして、若手弁護士に対して「訴訟法の勉強をもう少ししてほしい。弁護士業界は今大変な時期かもしれないが、弁護士を選んだ以上、きちんと仕事をして勉強もして頑張ってください」と、激励のお言葉をいただきました。

講演後は様々な質問が飛び交い、大変熱気のある講演となりました。紙幅の関係上、簡単な報告になりましたが、弁護士任官を希望する方だけでなく、弁護士に向けた盛りだくさんのアドバイスがあり、弁護士の日々の業務に活かすことができる実践的で有意義な企画であったと思います。



ベンチャー起業家サポート企画 (研修会・交流会)

2012年度業務委員会 副代表幹事 小 峯 健 介
(57期)

1 本年度の全期業務委員会は、ベンチャー起業家サポート企画に力を入れております。その第1弾として、7月30日に全期会員向け研修会、第2弾として、8月9日にベンチャー起業家・他士業と全期会員との交流会を開催しました。

2 ベンチャーからの法律相談研修会

(平成24年7月30日)

ベンチャー起業家サポート業務を積極的に手がけている後藤大弁護士(1部61期)を講師にお迎えして研修会を開催し、全期会員約41名が参加しました。

後藤弁護士からは、主としてIT系ベンチャー企業を念頭において、ベンチャー起業家との関わり方、ベンチャー起業家からのよくある相談内容、相談を受けるにあたっての特有の注意点、身につけておいた方がよい知識などについて講演していただきました。

ベンチャー起業家には若い学生などが多いため金銭的に余裕がない一方で、法律家に相談したいことはたくさんあるとのことでしたが、初めて耳にするようなカタカナ用語が多数登場するなど、「身につけておいた方がよい知識」は多く、この分野についてより深く勉強する必要性を痛感したものでした。

とはいえ、8月9日の交流会企画に先立ち、あらかじめ初歩的な知識を習得することができる、よい機会になりました。

3 ベンチャー起業家・他士業との交流会

(平成24年8月9日)

レストラン「グロッタ・アズーラ」(麻布十番駅近く)にて、立食ビュッフェ形式で開催しました。

参加者は、全期会員が31名、ベンチャーサポート業務を手がけている斎藤祐馬公認会計士(夏合宿のゲスト)の呼びかけに応じて集まったベンチャー起業家・社労士・税理士・公認会計士など他士業の方が合計37名。若く闊達な起業家が多く出席されたこともあって、立食の会場は熱気ムンムンになりました。

廣瀬代表からの挨拶のあと、起業家・各士業から各1名が代表して簡単なスピーチを行い、その後は自由な歓談タイムとなりました。

IT関連分野の起業家の参加が多かったのですが、その業務内容は多種多様で、どのような業務を行っているのかについて説明を聞くだけでも大変興味深いものでした。日々の業務の中では接する機会の少ない起業家の方と交流の機会をもてたことは大変刺激的で、有意義な企画であったと思います。

そして、ベンチャー起業家からみた弁護士のニーズは決して小さくない、と感じました。とはいえ、これをどのように自らの業務に結びつけていくかについては、なかなか難しい課題であるとも感じました。

かくして、ベンチャーサポートシリーズは夏合宿に続くこととなります。

2012年11月14日 野村證券虎ノ門支店セミナールームにて実施

「2時間でスタートアップの玄人に！ スタートアップサポートが押さえるべき IPOポテンシャルのある分野セレクション10」

2012年度業務委員会 委員 日原 聡一郎
(64期)

本研修は、夏期合宿の企画を含め、取り上げるたびに好評を博した「ベンチャー企画」の続編として、「The Startup」というブログで有名な新規事業コンサルタントである梅木雄平氏を迎えて、IPO関係の銀行、証券会社、公認会計士等の有志の方々との共同で開催したものです。

冒頭で「成長性の高いスタートアップ段階の企業の経営者と付き合い、その際彼らから選ばれるための業界知識を習得することが、本研修の目的」と前置きされた講演の内容は、タイトルどおり、分野・業界ごとに梅木氏が注目する会社について、業務内容の御説明に加えて今後の成長・拡大の可能性・IPOの可能性を、既上場の同分野の会社との比較を踏まえて具体的にお話しいただいたものです。

梅木氏は「具体名を出して悪口も言うので、ここだけの話ということで」を連発され、そのとおり辛口すぎてこの文章に表せないのが残念ですが、差し支えのない一例を挙げると、パーティカルコマース（通信販売）の分野で注目される企業として「Oh, My Glass」（＝メガネの販売）「LOCONDO」（＝靴等の販売）を挙げて、「ネットショッピングサイトは、多くの商品を取り扱うモール型から専門店型への移行が進んでおり、需要が大きい専門店は十分に

IPOまで進むポテンシャルを持っている」と解説されていました。

その他、「海外では成功しているが、立ち上げが難しい」「スケラブルに乏しいが、この点を解決すれば一挙に成長を遂げる可能性がある」「利用者は多いが、課金システムの構築が難しい」「莫大な資本力が要求されるためIPOの可能性は乏しい」等々、ときにユーモアを交えながら、分野ごとに鋭く具体的な解説をいただきました。

スタートアップに精通した梅木氏ならではのお話から、各業界の現状や会社の将来性を見極めるための着眼点が理解できたほか、スタートアップのベンチャーが成長していく上で何が必要なのか、それに私たち弁護士はどのように関与できるのか、を考える契機となる、大変有意義な講演でした。

本研修を通して、今後も全期会によるベンチャーサポートの活動が継続されることが弁護士・ベンチャー企業の双方にとって有用であると、あらためて認識できました。ベンチャー企画には毎回出席の応募が殺到することからも、この分野に対する若手会員の期待は大きく、次年度以降もこの取り組みが続くことが期待されていることを強く感じた企画でした。

2012年11月22日 弁護士会にて実施

立花俊輔不動産鑑定士・税理士・公認会計士による講演 「不動産鑑定書の読み方」

2012年度業務委員会 委員 タム・ピーター
(62期)

1 不動産関連事件は弁護士業務にはつきもので、特に、遺産分割、財産分与、破産管財事件における任意売却など、不動産の「評価」が問題となる事件を扱うことは多い一方、弁護士が不動産「評価」を正しく理解しているかという微妙であり、不動産評価の算出の度に評価額が異なって混乱した経験を有する弁護士も少なくないと思われます。本研修は、かかる現状を受けて、不動産鑑定評価の背景と内容を正確に理解することを主眼にした企画です。

以下、立花鑑定士による講演の概要を紹介させていただきます。

2 基礎編（自らの鑑定評価の適法性・相手方の鑑定評価の非適法性を主張するために重要なポイント）

（1）法定要件の充足性

「不動産鑑定評価」とは、資格者である不動産鑑定士が、国交省が定めた評価基準等に従って、鑑定対象不動産の経済価値を判定してその結果を表示するものであり、「資格者が行うこと」、「公の評価基準等に準拠して作成・報告されること」が要件となって鑑定評価の適正性・信頼性を担保する。無資格者である宅建業者作成による価格査定や、依頼者の指示等により評価基準に準拠しない前提で作成される査定は、いずれも「鑑定評価」と称することは許されず、「調査報告書」

や「価格意見書」等と名付けられる。これらは正規の「鑑定評価」より精度が劣るとされるので、その違いに留意すべきである。

（2）前提条件の根拠の合理性

不動産は個別性の強い財産であるため、前提条件の設定の相違により、同じ鑑定対象に対して異なる鑑定評価が生じうる。

例えば、①鑑定対象の内容（所有権か賃借権か、処分価値か賃料か）、②評価の基準日、③価格・賃料の種類（同等の相手間の利害調整を前提とした正常価格の評価か、法令上の要請を前提とした特定価格の評価か。新規賃貸借を前提とした正常賃料の評価か、家賃改定を前提とした継続賃料の評価か）、④依頼者の指示による仮定条件の設定等の違いにより、鑑定評価に大幅なズレが生じうる。これらの前提条件を正確に把握することは鑑定評価の検討に際して不可欠である。

（3）事実認定及び解釈の合理性

不動産鑑定士は、鑑定評価算出の前提として証拠に基づき価格形成要因の事実認定とその解釈を行うので、それらの相違によって異なる鑑定評価が生じうる。事実認定は、鑑定対象の「類型」とその「最有効使用」に関して行われる。

「類型」の認定とは、①建物の有無、②用益権による制約の有無、という二つの視点から鑑定対象不動産を分類するプ

プロセスを指し、分類された類型に従って評価手法が自ずと決まる（例えば、建物がなく用益権も付着しない「更地」の評価手法は、①取引事例比較法、②収益還元法、③原価法、④開発法のいずれかもしくはその複数を用いなければならない）。したがって、現地検証や不動産登記簿謄本の入手により、認定根拠を確認すべきである。

「最有効使用」の認定とは、証拠に基づき様々な価格形成要因を認定した上、これに対する市場の評価や判断を合理的に解釈し、多様な用途のうち最も市場価値の高い利用方法を決定するプロセスを指し、鑑定評価の要といえる（例えば、鑑定対象土地の最有効使用が「高層店舗ビル」と認定された場合、取引事例比較法を用いる際、比較対象事例も「高層店舗ビル」を採用すべきである）。最有効使用の認定は、不動産鑑定士による事実認定及び解釈に大きく依拠するので、その合理性を精査することが重要である。

3 応用編～各論（地代・家賃、立退料）

(1) 地代・家賃の額に関する紛争においては、争点整理の一環として、原被告間で評価の前提条件（鑑定評価の基準日、賃料の種類等）を統一させることが重要である。また、価格形成要因（過去の賃料増減の経緯、過去に授受された一時金の

有無・額等）の認定を裏付ける証拠や情報の格差をなくすことにより、当該鑑定の信頼性が高まり、審理も速やかに進めることができる。

(2) 立退料の額に関する紛争においては、その法的位置づけ（正当事由判断の補完的要素であり、一切の事情が考慮されて裁量性の高いものであること）から、不動産鑑定になじまない側面もある。身分的・精神的事情等の主観的要因を不動産鑑定で正確に把握することは難しい一方、移転補償、営業・居住権補償、借家権補償等の客観的要因は、不動産鑑定になじむ。特に、借家権補償はまさしく不動産鑑定の専門性が要求される分野である。借家権の評価手法は、①差額賃料還元方式、②割合方式、③控除方式、④比準方式の4つが指定されているが、③④は実務上あまり採用されず、①②のいずれかを用いることが多い。

4 本研修は、弁護士側のニーズを的確に捉えた企画だったため、参加希望者が殺到し、早い段階で定員に達してしまう盛況ぶりでした。

この場を借りて、丁寧にわかりやすくご解説下さった立花先生に御礼を申し上げますとともに、弁護士・不動産鑑定士の更なる交流・連携を期待したいと存じます。



「関与場面別・財務諸表の読み方講座」の開催報告

2012年度業務委員会 事務局幹事 植村 公彦
(60期)

昨年度も開催され好評を博しました「関与場面別・財務諸表の読み方講座」が、今年（平成24年）も11月26日、TKP虎ノ門ビジネスセンターにて開催されました。

昨年度に続き、会計士の久保伸介（しんすけ）先生をお招きし、財務諸表の読み方の基礎から関与場面別の応用まで、深い知識と経験に裏打ちされたとても興味深い講演をしていただきました。

開催場所を巡るドタバタ劇があり、一番乗りが講演者の久保先生であったり（失礼しました…）、受付を廣瀬全期代表が行うなどの不手際にも関わらず（すみません…）、最終的に講座には25名、懇親会は8名の先生方にご参加いただき、盛況に終えることができました。

久保先生の熱弁は午後6時30分から午後9時にまで及びました。最初はおなじみの対話式Opening Questionで始まり、パワフルな久保先生の世界に引き込まれるまま、気づけば、財務諸表の見方・基礎編が終わり、「ここからいよいよ皆さんがお知りになりたい内容ですが…」とおっしゃって語り始められた時点で午後8時を回っておりました。時間を忘れて、とはまさにこのこと、そのまま午後9時過ぎまで、じっくりとご講義をいただき、名残り惜しくも時間の関係で講義を終えていただくようになりました。先生の熱弁に引き込まれ、最後まで席を立つ参加者は一人もいませんでした。久保先生としましては、それでもなお、まだまだ語り尽くせないお話があったようで、懇親会では「あの中の1つのテーマでも3時間コースかな、と話していたんだよ（笑）」とお話し下さいました。

実は筆者は2年連続でこの講座に参加させていただきました。昨年は弁護士に本当に成り立て、右も左も分からないまま参加し、「財務

諸表ってそう見るものなんだー。」と好奇心が刺激されるままに聞いていただけでした。

しかし、いくつかの会社再生の現場を経験して参加した今年は、基礎編では改めて基礎知識を確認し、「企業再建のための読み方」で経営者の能力の話が出ると、「ああ、本当にそうだなー。」と実感したり、「債権者としての読み方（再生目線）」で破産配当率の話が出れば、「多くの現場では実際はどのくらいなんだろうか…」と更に気になったりもし、多少なりとも？自分の成長も感じましたし、日ごろの業務の方向性を確かめることもできました。このような講座は、時間の許す限り、毎年参加させていただきたいと感じました。

懇親会も大いに盛り上がり、久保先生から「実際のところ、破産配当率はだいたいこのくらい…」などと酒の席でしか聞けない話もいただくなど、非常に有意義な会でした。なかなか酒の席までは、と遠慮する方も多いと思います。実際、私もそう思っていたのです（忙しい、というだけでなく、酒の席は苦手…）が、参加者はほとんどが60期台の若い先生で、気軽に参加できる雰囲気でした。特に若い先生方は、講師の方だけでなく、新たに全期会内で先輩方・同輩たちとつながることのできる素晴らしい機会であると考えて気楽に参加していただけたらと思います。

最後に、酒の席とはいえ、「ぜひ来年も！」と、廣瀬先生及び全期業務一同から久保先生にお願いさせていただきました。

私も時間の許す限り、来年も顔を出し、自分の成長をまた実感できる（かな？）時間になればよいと思います。参加した皆さんはぜひ来年も、参加できなかった皆さんはぜひ来年こそ、参加してみてください。きっとそれぞれのご経験やご見識に応じて得られるものがあると思います。



屋形船納涼祭のご報告

2012年度企画委員会 副代表幹事 古在 克子
(55期)

まだ、暑さの残る9月14日、屋形船納涼祭が催され、新木場からお台場を周遊するもんじゃ屋形船を貸し切って、親和全期会の先生方や、事務職員の方々にも多数参加頂き、定員満杯の総勢40名近くの方にご参加頂きました。

本企画については、元々、「独身男女中心企画」として企画されたことから、屋形船内で全員が盛り上がる企画を準備した方がいいのではないかということになり、グループ単位で参加するタイプのクイズと賞品を準備し、当日臨むことになりました。

屋形船納涼祭当日は、幸いにも天候に恵まれ、船上でさわやかな風に吹かれながら、お台場や東京タワーの夜景を楽しむことができました。

午後7時50分新木場駅前に集合、午後8時30分出発という遅めのスタートであり、皆様ほどよくお腹が空いていたためか、また、参加者が他の参加者と協力してもんじゃを作らなければご飯が食べられないというもんじゃの特性のためか、参加者の皆様方は初対面か否かにかかわらず、隣近所で鉄板を囲み、わいわいと協力しながらもんじゃ作りを楽しんで頂けたようです。

クイズは、三択で豆知識を試すものでしたが（例えば、楽器の名前はどれ？①ナイ②ホイ③ヤイ、といったもの。皆様、正解はお解りですか？正解は最後！）、こちらについても、司会の先生方のご尽力もあって、大変な盛り上がりを見せ、あっという間に、無事、2時間の船の周遊は終わりました。

もっとも、「独身男女中心企画」のもくろみ通り、屋形船納涼祭をきっかけにして、カップルが成立したかどうかについては、寡聞にして聞き及んでおりません。次年度以降に引き継ぐべく、ご存じの方がいらっしゃいましたら、ご教示頂ければ幸いです（笑）。

最後になりましたが、屋形船納涼祭にご参加頂きました先生方及び事務職員の方々、クイズ案の検討・賞品の買い出し・司会を快く引き受けて頂きました企画委員の先生方に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

（正解は、「①ナイ」。ナイはパンパイプとも呼ばれる葦笛（あしぶえ）です。）





料理教室～ABCクッキング～

2012年度企画委員会 副代表幹事 濱谷 美穂
(57期)

本年も好評企画である料理教室が、平成24年10月1日午後8時から、ABCクッキング + mGINZAスタジオで開催され、男女合計約32名の参加がありました。今回の料理は、タイ料理の定番「パットガパオ（牛挽肉とバジルの炒め）」と「ヤムウンセン（えびや野菜がたっぷり入った春雨サラダ）」でした。

二人一組で調理作業をし、4組ずつまとまって行きます。材料はピスタチオであるのに、調理の先生から「ピーナッツを刻んで下さい」と指示があると、すかさずあちこちから、ピーナッツじゃないよ、ピスタチオだよなどと聞こえてきました。こうして、楽しく？調理を進めて行きました。

調理作った後は、ワインなどのフリードリンクとともに、試食です。一緒に調理をした方々とまとまって試食をしていましたが、端から見ると、家族の食卓風、女子会風、合コン風などのテーブルが出来上がり、お酒も入って各テーブル盛り上がりを見せていました。

肝心の味ですが、私たちが作ったパットガパオは（ほかのみんなも？）、オイスターソースの分量が多いため、タイ料理っぽさがなくなり、（オイスターソースなのに）和風テイストな牛挽肉のそぼろ炒めになってしまいました。おいしくはあるのですが、タイ料理を作りに来たはずなのだが、という微妙な気持ちになりました（他のテーブルの方は、きちんとタイ料理になっていたとは思いますが）。

しかし、ヤムウンセンは、作業が多くて手間でしたが、きちんとタイ料理の味に仕上がりに、美味でした。ヤムウンセンは、是非、自宅でも作りたいと意気込み、その後すぐに、ナンプレーと春雨を買いました。しかし、開封せぬまま今日に至っています。執行部が終わるまでには、きっと、あの味を再現したいと思っています（ABCクッキングのホームページの料理検索でレシピを探せると思いますので、皆様も是非！）。

本年の料理教室も大盛況のうちにあっという間に終わってしまいました。普段忙しくて、料理をしない方も、材料が用意されていますし、調理の先生の説明&映像があるので、何の問題もありません。うまく行かない場合には、隣の誰かが助けてくれます。会員間で集まって料理を作って食べるという企画は、めったにないですし、気分転換にもなるので、是非、次年度も多くの方に参加して頂きたいと思います。





「フランスワインを愉しむ会」

2012年度企画委員会 事務局幹事 安藤 豪
(63期)

本企画は、ワインと共に食事、会話を愉しみながら、フランスワインの世界を味わっていただきたいとの思いのもと、全3回の連続企画として行いました。

一般的に、ワイン会というと、ワインに精通した人達で行われる品評会など、ワインに関する知識・経験がない人にとっては敷居が高く、参加しづらいというイメージが強いかと思いますが、本企画は、ワイン初心者でも気軽にワインを愉しむことができ、またワインの知識も自然と身につく企画というコンセプトで行いました。

全3回のうち、第1回目はフランス白ワイン、第2回目はフランスブルゴーニュワイン、第3回目はフランスボルドーワインを中心にワインをセレクトし、各回ともワインを4～5種類ずつ提供させていただき、参加いただいた先生方には、品種、産地等の違いによるそれぞれのワインの味わいの違いを感じていただき、愉しんでいただけたのではとっております。

各回のワインのセレクトは、前年度全期会の事務局長を務められた1部の藤原靖夫先生にご協力いただき、ワイン初心者からワインに詳しい方まで幅広く愉しめるワインをセレクトしていただきました。本企画を実行するに当たり様々な面でご尽力いただいた藤原先生にこの場をお借りして御礼申し上げます。

また、各回とも、弁護士でありながらワインに大変造詣が深く、ワイン愛好家として世界の

ワイン事情に精通する山本博先生をゲストとしてお招きしました。山本先生は、フランス食品振興会主催の世界ソムリエ・コンクールの日本代表審査員や「日本のワインを愛する会」の会長を務められており、フランスワインは勿論のこと、日本ワインの造詣も深く、各ワイナリーと深い交流を持ち続けておられる先生です。

山本先生からは、ワインの基本からワインの歴史まで、ワイン入門者にとってもわかりやすく、また、ワインの世界に自然と興味が湧いてくるようなお話をさせていただきました。

参加いただいた先生方は、ワインと食事に舌鼓を打ち、山本先生の楽しくもためになるワインの話を聞きながら、ワインを飲み比べて感想を述べ合うなどワイン談義に花が咲き、各回とも大変盛り上がりしました。

ワインに関する知識・経験の有無に関係なく、誰もが気軽に参加でき、ワインと食事を愉しみ、そして会話を愉しみ、さらにワインの知識を身につけるといふ本企画のコンセプトはある程度実現できたのではと感じております。

そして、今年度に限らず、来年度以降においても、全期世代の先生方にワインを愉しんでいただく企画を何らかの形で続けていきたいと思っておりますので、ご興味のある先生方は是非一度ご参加いただければ幸甚に存じます。



大盛況！クリスマスパーティー

2012年度企画委員会 事務局幹事 山本 真由美
(62期)

1 和風からのチェンジ

平成24年12月14日、あの高級ホテル・コンラッド東京において法友全期会クリスマスパーティーが開催されました。

2年ほど前から、和風な忘年総会からイメージチェンジし、クリスマスパーティーが開催されるようになったのですが、まだまだ執行部には手探りのところがあり、「何をすれば、たくさん参加者に喜んでもらえるのか？」と当日まで色々な案を出しあって、これまでのクリスマスパーティーに負けないようなパーティーにしようと、執行部一同気合十分でした！

2 コンラッド東京の協力

コンラッド東京という、(少なくとも私には)受験時代には縁がなかったようなお洒落な場所でのパーティーですが、コンラッド東京は非常に執行部に親切で、こちらが用意したクリスマスBGMのCDをかけることを了承してくださったり、お子様が遊べるキッズコーナーの設置及びわたあめ製造機の持ち込みも了承してくださったりと、たくさん我儘を聞いてくださいました。さらに、ビンゴ大会の景品として、宿泊券やアクセサリートレー、コンラッドベアまで提供してくださいました。

その甲斐あってか、当日は、全期世代だけでなく、OB・OGの先生方にも多数ご参加いただき、さらには、未来の全期メンバーであるお子様方にも多数参加してもらえました。コンラッドの広い部屋が、参加者の笑顔でいっぱいになっているのは、見ていて嬉しかったです。



3 キッズコーナーで大ハシャギ

座敷ではない立食パーティーの良さは、何といっても移動が自由なところ。参加者の皆さんは、おしゃべりを楽しんでいただけたのではないのでしょうか。なぜか、廊下に設置した椅子には、超若手が座っており、重鎮の先生方は立食を楽しんでおられました(立て、立つんだ若手！)。

キッズコーナーは、高田先生と奥様がわざわざ車で持ち込んだおもちゃや絵本があり、さらに執行部の優しいお兄さんとお姉さんたちがいましたので、お子様は大ハシャギでした。廣瀬代表が、「こういう保育園なら子供を預けたい！」と絶賛していたほどです。

キッズコーナーの目玉企画のわたあめは、お子様だけでなく大人にも大人気でした。箭内先生のお嬢様が、「わたあめがふわーっと空に浮かんで行ったよ！」と報告してくださいました

が、それは岩田先生が舞い上がったわたあめをまるで流行のヘアアクセサリのように髪の毛に付けながらも、参加者のためにわたあめを作り続けていた状況を伝えて下さったようでした。

キッズコーナーは、もてなす側の執行部までもお子様パワーで和ませるといふ、最強のパワースポットでもありました。

4 自己満足な前座と

エキサイティングビンゴ大会

クリスマスパーティーは、これまで一流のエンターテイナーをお呼びしていましたが、あまり予算をつぎこめば、参加費の増加を招きかねません。そのため僭越ながら当職がダンスを披露するということになりました。お子様たちのポカーン顔が今でも瞼の裏に焼き付いております。この場を借りて謝罪します。

当職は司会を担当していたので、ダンスが終わると慌てて廊下で人目を気にせずサンタの衣装に着替え、ビンゴ大会スタートに間に合わせました。

ビンゴ大会は、ビンゴとなった人がくじを引いて賞品を受け取るというシステムにしたので、始めのほうにビンゴが出ても思い通りの商品が当たるとは限らないというものでした。そのため、参加者の集中力が最後まで途切れることなく、チョッパーサンタに扮した栗山先生の軽快なトークで、ビンゴ大会は熱気につつまれて終わりました。

5 二次会もワイワイ

興奮冷めやらぬうちにパーティーはお開きになりましたが、二次会会場に入りきれないくらい、多数の方が二次会に参加されました。それだけ一次会が楽しかったのだと思います。来年につながる流れができたように思いますので、ぜひ毎年、皆さん参加してくださいね！





“新春スキー・スノボ&温泉ツアー”について

2012年度企画委員会 事務局幹事 竹花 元
(62期)

1 はじめに

平成25年1月12日から14日、越後湯沢で行ったスキーツアーについて、担当事務局としてご報告したい。

「スキーをする人もしない人も楽しめる」、「安近(あんきん)」が今年の特徴である。親和全期会からも多数ご参加をいただき、参加者は総勢33名にも渡る。

あまりスキーをしない担当事務局は、実は、2泊3日どのように参加者をリードすれば良いかイメージが湧かず、不安を抱えての参加であった。

しかし、当日を迎えると、そのような不安は消えてなくなり、その日の天気のごとくすっきり晴れ渡った。スキー企画の創設者であり、法友会が誇るスキーマイスターの双壁・高岡信男先生(40期)と高田弘明先生(41期)が参加者をまとめ上げてくださったのである。スキー場の選択、初心者への指導からバスのご手配までお任せしきりであった。

2 初日の行程

ホテルに着くと、スキー組とスキーをしない組(=飲み組：廣瀬健一郎代表、鈴木大祐先生(49期)、鈴木潤子先生(51期))とに別れ、前者は、早々にスキー場に向けて出発した。

スタートしたスキー場は石打丸山スキー場のハツカ石口。中上級者が足慣らしにさっそく滑り始める一方、生まれて初めてスキーを履いた内野真一先生(57期)ら初心者は、高岡先生との間で師弟関係を結び、3日間に渡り指導を仰

いだ(その結果、内野先生が驚異的な上達をみせることになる)。

中上級者は、高田弘明先生と48期のセミプロ三先生(竹内朗先生、田島正広先生、豊崎寿昌先生)が中心となりコースを決定した。初日は、ゲレンデを楽しみつつ、リフトを乗り継ぎ、ガーラ湯沢、湯沢高原スキー場とはるばる移動した。湯沢高原に着いたときにはすでに午後3時を過ぎており、今日はあと一滑り、というところであった。

その時、スキー組の目前に、予想もできない光景が広がっていた。

飲み組の三先生(廣瀬代表、鈴木ご夫妻)が、酒を片手に、スキー場のコース脇を指さして、とても楽しそうに笑っているのである。ゴンドラを使って山頂までわざわざ登ってきたらしい。

高田弘明先生が「ひろせさん!!」「じゅんちゃん!!」などと5回以上声をかけたが、スキー組に気付く様子はまったくない。2メートルくらいまで近づき、ようやくスキー組に気付いた三先生は、一瞬、少し驚いた様子を見せたが、さらにテンションを上げ、スキー組との再会を喜んだ。

軽い酩酊状態の三先生を聴取したところ、そこにいた動機が「日本酒を雪で冷やして、綺麗な雪景色を見ながら飲みたい」であったこと、スキー組に発見された当時、コース脇の積雪に日本酒を埋め、その光景を見て、笑っていたことを自供した。

スキー組が湯沢高原に行くことは、当日、滑りながら決めたことなので、この再会にはさす



がに、皆が運命的なものを感じた。

ホテルでの懇親会と部屋での二次会は、新潟の美味しいお酒やワインをたっぷり堪能した。

3 2日目の行程

2日目、スキー組は舞子スキー場へ向かった。「19歳はリフトに何度乗っても無料」というキャンペーンのせいか、若い人が多く、前日のコースと比べると若干軟派な雰囲気のスキー場である。それでも、初級者から上級者まで対応した数多くのゲレンデを持ち、この日も、レベル別に小さなグループに分かれてスキーを楽しんだ。初級者コースは人口密度も多く、スノーボーダーと接触しそうになりながらも、怪我をすることなく1日を過ごすことができた。

飲み組（構成員は前日と若干異なる）は、引き続き、お酒やへぎそばなどを楽しんだ。

親和全期会代表の山本昌平先生（50期）は、お昼頃の新幹線で帰られる予定が、廣瀬代表と雪山飲みにチャレンジし、予定を大幅に超過した夕刻に帰宅された（雪山では、綺麗な景色を肴に、大いに有益な意見交換ができたそうである）。箭内隆道事務局長（53期）は、この日から、“ウクレレの練習をするために”スキー企画に参加したのだが、お昼過ぎに越後湯沢駅に着き、ホテルに向かう途中（駅からホテルまで徒

歩2分）、飲み組と出会ってしまう。そのまま飲み歩いた結果、箭内先生がホテルにたどり着くのは、夕食の直前となった。

スキー組がホテルに到着後、この日も、温泉、夕食、部屋飲みを堪能し、一層、親睦を深めることができた。

4 最終日の行程、そして

最終日は、爆弾低気圧の直撃を受けることになる。

中上級者の多くは、この日もスキー場へと旅立った。スキー上級者の安齋瑠実先生（63期）も、この日は飲み組の一員に加わり、皆で「森瀧」でうどんすきを食したり、「ぼんしゅ館」で日本酒をたしなんだ。ぼんしゅ館は、500円を払うとおちょこ1個とメダル5枚を渡され、これらアイテムを駆使し、約百種類の日本酒を少しずつ飲むことができるという素敵な施設である（三日間通い詰めた猛者もいた）。

私はスキー企画に初めて参加したが、10年ぶりにスキーを滑ったり、普段なかなかお目にかからない先生方と終電を気にせずお酒を飲んだり、大変充実した2泊3日を過ごすことができた。参加してくださった皆さまのご協力にあらためて感謝いたします。



合格者ガイダンスのご報告

2012年度法律相談センター・メンターシップ委員会 事務局幹事 正田 光孝
(61期)

はじめに

平成24年10月2日、同年の司法試験合格者を対象とした、今後の修習や就職、弁護士登録後の実務等についてのガイダンスを行いましたので、その結果をご報告いたします。

合格発表当日のビラ配り

まず、開催に当たっては、9月11日に法務省で行われた合格発表当日に、廣瀬代表をはじめとする執行部および委員会のメンバーで、概要を記載したビラを配り、合格者への周知に努めました。

ガイダンスへの参加については、ビラに記載したメールアドレスに参加希望のメールを送るという方法で募りましたが、合計300通を超える参加希望のメールが合格者から送られ、最終的には、残念ながら会場の規模の関係で、お断りしなければならなくなりました。

合格者ガイダンス

合格者ガイダンスは、10月2日、TKP赤坂ツインタワーカンファレンスセンターを借りて行いましたが、定員180名の会議室が満室になるほどの盛況ぶりで、当日キャンセルなどもほとんどなく、ガイダンステーマに対する合格者の関心の高さが伺えました。

当日は、湊信明先生（50期）に「就職・個人事件獲得の奥義」と題して講演を行っていただいたほか、5名の若手会員に、2回試験、就職活動、現在の業務等について、自身の経験を踏まえてパネルディスカッションをしていただきましたが、いずれも、自身の今後に直結するテーマであり、参加した合格者は、真剣に聞き入っていました。

ガイダンス後の懇親会

ガイダンス終了後は、別に借りた会議室へ移動し、弁護士と参加合格者との懇親会が行われました。

例年、ガイダンス後の懇親会は、合格者の人数に比べて、参加する弁護士の数が少なく、弁護士1人で、5、6名の合格者を相手に話さなければならなくなると聞いていましたが、今年は、非常に多くの会員のご協力を得ることができ、ガイダンスのみで帰るという合格者が非常に少ないながらも、弁護士側も余裕をもって話すことができていたように思います。

合格者からの質問は、やはり就職活動に関するものが圧倒的に多く、履歴書の書き方から、実際の面接における立ち振る舞いなど、採用側である弁護士からの視点に興味が集中していました。

アンケート

合格者ガイダンスでは、参加していただいた合格者に、アンケートにご協力いただきました。

その中では、やはり湊先生や若手会員の就職活動に関する講演が非常に役に立ったという意見が多数を占めていましたが、時間の都合などにより触れられなかった、就職活動に関する各論的な内容や、修習（特に地方修習）、2回試験等について詳しく聞きたかったなどの意見もあり、これらについては、検討事項として次年度へ引継ぎたいと思います。

おわりに

このように、本年の合格者ガイダンスは、大盛況に終えることができましたが、懇親会にご出席いただいた会員の方々、ビラ配り等に参加していただいた執行部、委員会のメンバーのご協力なしにはなしえませんでした。最後になりましたが、この場を借りて厚く御礼申し上げます。



第29回八丈島法律相談を終えて

2012年度法律相談センター・メンターシップ委員会 事務局幹事 鈴木 敦 悠
(61期)

1 はしめに

空港でのじゃんけんという形で、この度、八丈島法律相談の原稿を書くことになりました61期鈴木敦悠です。経緯はどうあれ、皆さんに第29回八丈島法律相談会の様子をお伝えできればと思い、つらつらと書かせて頂きます。

悪文をどうぞお許してください。

2 出発ロビーにて

まず、本法律相談会を執行するにあたって、最初の試練が私たちを待ちうけていました。それは、大いなる自然です。ご存知の方も多いかと思いますが、八丈島は航空便が欠航になる確率が高く、それ故に「最終日の翌日は予定を空けておけ」と言われる程であります。ちなみに、何故欠航率が高いかという点、海洋の小島なので海風の影響をまろに受けるだけではなく、空港に着陸用のレーダーが設置されておらず、着陸の際に視界不良だと目視が出来ず着陸ができないからだそうです。

今回は、梅雨前線の影響で雨雲が多く視界が不良、そのため出発前に天候調査をし、その結果次第で運航するかどうかを決めるということが、出発の電光掲示板に記載されていました。みんなが「飛ぶのか飛ばないのか」とそわそわしていたところ、旅行会社の担当の方がやってきて、「飛ばないときは次の便に乗り換えをするが、全員が乗れるかわからない」、「着陸できない場合は引き返すという条件付きで出発する」とのアナウンスされた際には「条件付のフライトの場合は50%の確率で戻ってくる」等々、私たちに八丈島のフライトがいかに不安定かということをいろいろと説明して頂きました。

私たちは、「ん？引き返したときには次の飛行機に乗れるのか？」「え、次の飛行機に乗れるんだ」「次の飛行機も着陸できる保証はないのか」「そうすると一日に二度引き返すこともあるんだな」「それはネタになるな、ははは」等と浮足立っておりました。

この点、とりあえず引き返すのはやむを得ない（引き返しても運賃は全額払戻しされる）ということで、私たちは航空会社の条件を認め、機内に乗り込むと、一路八丈島に向かって旅立

ったのです。

3 八丈島の奇跡！

それは誰だか分かりません。しかし、確かにいたのです。

「晴れ男」(女性かもしれませんがあしからず)

その者は、2時間前までは着陸できるかわからない程の雨雲を、着陸できるよう、いや、何事もなかったように晴れさせ、私たちを八丈島に上陸させたのです。

八丈島の人A「いや～2便は無理だな。」、八丈島の人B「3便も無理だな」、八丈島の人C「弁護士さんたちはもう来れないな」(ちなみに、八丈島の便は日に3便)。

そのような発言が飛び交う中、晴れ男(女)の力により、何事もなかったかのように、悠々と私たちは八丈島空港に飛行機は降り立ったのでした。

4 名物 カツカレーチャーハン！

無事八丈島に降りることができた私たちは、出発前から噂となっていた食べ物がある「合月(あいつき)」という食堂へと向かいました。その店の表向きのおすすめは「あしたばうどん天ざるセット」(明日葉という八丈島の名産品を練り込んだうどんと明日葉のてんぷらのセット、ちなみに明日葉は今日食べても明日食べれるというところから名称がついた栄養満点の葉野菜です。)ですが、裏のおすすめメニューが「カツカレーチャーハン」。その名のとおり、チャーハンにカツが乗り、カレーがかけられている一品。八丈島でなくても食べれるのではないかと疑問を残しつつ、「カツカレーチャーハンの人」(スッと無言で挙手)という形で、参加者12名中9名がこれを頼みました。ちなみに、残りの3名は表おすすめ品「あしたばうどん天ざるセット」を無難に選択。9名は、果敢に「カツカレーチャーハン」に挑みました。

「カレーがうまい!」「チャーハンがうまい!」「合わせると二倍うま…」「ん?二倍か??」「それぞれ食べた方がいいんじゃないか…」という発言が飛び交いましたが、皆さん完食。2名の先生は半ライスをつけて、さらにカツカレーも味わっておられました。

5 くさや工場見学

お腹が膨れたところで、早速、八丈島を観光すべく、くさや工場に向かいました。くさや工場に着いた途端、みなみなが口をそろえて言いました。「くさっ！」

それ以外に言葉はありません。その臭さたるや…（本当はいろいろな表現をしたいのですが、失礼になる可能性がありますので割愛。気になる方は、是非、八丈島にいらしてください。）。

もっとも、工場の大將曰く、まだマイルドなくさやとのこと。もっとどぎついのがあるとのこと。これより臭いがきついと人間はどうなるのか楽しみですね。

このように、くさやの臭いを十分に堪能できたところで、大將がくさやを焼いてくれました。くさやは焼いて食べるものなのですね。それをほぐして食べてみたところ、臭いはきついが、味は焼き魚の味。うん、おっ、食べれるじゃないかということで、試食をさせて頂いた大將に感謝をし、みなさん、思い思いにくさやを手にし、お土産として購入していました。

6 みはらしの湯

くさや工場を後にした一行は、ホテルに荷物を置いた後、温泉に向かいました。

みはらしの湯、海が一望できる素晴らしい眺めで、お湯は若干濁っていて塩っ辛く、10人程度が入れる温泉、日に寄って男女の湯が変わる。名物八丈牛乳が置いてあるが、当日は売り切れ、放送用のスピーカー（ちっちゃい）があり、翌日の私たちの法理相談について、放送されていました。

暑すぎず、寒すぎない絶妙のコンディションのため、雄大な海の景色と相まって、時間を忘れるのんびりつかりました。

7 八丈島の先生（教員）との懇談会

本年11月に行われる中学校での模擬裁判に向けて、かかる中学校の教員の先生との懇親会を郷土料理屋「梁山泊」で行いました。

先生から、高校の倍率が1を切っていてモチベーションが上がらない、所得が200万円から300万円の世帯が多く島の外に勉強させに行くことが難しい等、生徒の勉強環境についての問題をお聞きしました。また、クラスが変わらないので人との対立を避ける傾向がある、ネットのプロフが問題となっているとのことのお話も聞きました。

全期会で行っている模擬裁判については、裁判だけでなく、どのようにしたらよいルールが考えられるか等大きな意味での法律を考える、触れる機会、発言の場や、法律家像を形成で

きることで、教員としても楽しみにしているとのことでした。

8 法律相談本番

翌日は、裏見ヶ滝と登龍峠の展望台で、八丈島の自然を堪能し、お昼に八丈島特有の島寿司（この寿司は、にぎり寿司なのですが、ネタは全部しめたもので、わさびの代わりに辛子が入っており、しゃりは砂糖を多めにしてあり甘いというものです。見た目の派手さは無いのですが、非常に美味でした）を頂いた後、法律相談を行いました。

今回の法律相談会の予約は3件でした。従来は10件程度とのことでしたが、他の法律相談が1週間前に行われたせいか、残念ながら、予約件数は伸びませんでした。

かかる法律相談は、メンターシップの意味合いも含まれており、相続を中心として、若手の先生の法律相談の経験値を上げたと思われます。

結局、受任には至りませんでした。受任に至りそうな案件や継続相談となった案件もありました。

相談の内容は、詳しくお伝えすることはできませんが、遺産分割が終わらないまま相続が進んでいる案件もあり、一区切りつけるという意味で、弁護士が介入する必要があると思われる事件もありました。もっとも、費用の問題（特に旅費）もあり、受任するのは障害が多いということも痛感しました。

9 最後に

帰りの飛行機は、行きの様な天候問題も生じず、無事に羽田に帰ってこれることができました。ついに、誰が晴れ男（女）かは、分かりませんでした。…。

旅程の当初に、交通手段が限られているということを感じたような事態を体験し、どうなる事かと思いましたが、実際に八丈島に行くと、自然が豊かで、のんびりとしたとてもいい島ということがわかりました。

また、法律相談や島の方との交流により、八丈島の方々にも弁護士を身近に感じてもらえるよう法律相談等を継続していく必要があると実感しました。

今後も、八丈島法律相談に参加していきたいと、そう感じる相談会、旅程でした。

以上、長文、悪文にも関わらず、最後まで読んで頂きまして、ありがとうございました。

この文により、八丈島法律相談に参加してみたいと思う方がいたら、幸いです。



債権法改正特別委員会報告

2012年度法債権法改正特別委員会 事務局幹事 稲村 晃伸
(60期)

1 はじめに

明治時代に成立した民法典は、戦後の家族法改正を除き、これまで大きな改正はありませんでした。しかし、現在、民法典のうち債権法を中心に「100年に一度」ともいふべき大改正が実施されようとしていることは、会員の皆様も周知のことと思います。わが国の民法典は、抽象的な規定が多く一般国民にとって分かりにくいこと、国際的潮流に合わなくなってきたこと等が、改正の主な理由です。そこで、古くなった法文を改め、国民にとって分かりやすい民法の実現を目指すというスローガンのもと、改正の議論がスタートしました。

法友全期会では、平成20年度執行部の時代から、現在の政策委員会の前身である政策研究会内で債権法改正PTを立ち上げ、当PTを中心にこの問題に取り組んで参りました。その後、平成23年度より、債権法改正特別委員会が政策委員会から独立する形で設置され、今年度で2年目を迎えております。

本稿では、平成25年2月13日現在の債権法改正を巡る議論を概観したいと思います。

2 これまでの議論状況

(1) 民法（債権法）改正検討委員会（以下「検討委員会」）における議論

まず、平成18年10月、内田貴・現法務省参与ら学者の有志により検討委員会が発足しました。検討委員会は、学者と法務省の担当官で構成され、約2年にわたって改正すべき債権法の諸論点につき議論を重ねました。その成果は、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針 I～V』（商事法務、2009年）にまとめら

れています。

(2) 法制審議会での議論

ア 第1ステージ

平成21年11月より、議論の場は法制審議会の民法（債権関係）部会に移されました。法制審議会には、学者や法務省関係者の他に、4人の弁護士（法友会からは高須順一先生（2部二六会・40期））が委員・幹事として参加しています。同部会では「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（1）～（15）」が発表され、論点の洗い出しが平成22年12月14日までなされました。そして、平成23年1月11日から同年4月12日までに、民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理のたたき台として、「中間論点整理」が作成され、同年5月には法務省のホームページに「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が掲載されるに至りました。

イ パブリックコメント意見受付と

第2ステージ

平成23年6月1日から同年8月1日までの間、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対し、広く国民に意見を問うパブリックコメントの意見受付が実施されました。法友全期会もパブリックコメントを提出したことは言うまでもありません。また、同時並行的に平成23年6月7日から同年6月28日にかけて関連団体からのヒアリングが行われました。

平成23年7月から平成24年11月にかけては、中間論点整理までに洗い出された

論点について議論の方向性を付ける審議が行われるとともに、3つの「分科会」で補充的な審議がなされました。

ウ 第3ステージ

現在は、平成24年12月4日から「中間試案のたたき台（1）～（5）」が随時、提示・審議されており、平成25年3月までに中間試案がとりまとめられる予定です。中間試案が発表されると、いよいよ平成25年4月より中間試案に対するパブリックコメント公募期間となり、後は、改正要綱案が出され、改正作業は一気に進むものと思われます。早ければ、あと2～3年で新しい債権法が成立しているかもしれません。

(3) 主な改正点

「中間試案のたたき台」（平成25年2月13日の時点で（1）から（5）までが公表されています。）では、従来議論された論点のうち、取り上げられないもののがかなりあり、今後の情勢は流動的です。現時点で改正が予定されている主な論点は、以下のとおりです。

- ① 契約による債務不履行の消極的要件として「当該契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰することができない事由」を置くこと
- ② 危険負担制度の廃止
- ③ 民法570条の瑕疵担保責任の契約責任化
- ④ 詐害行為取消訴訟において債務者を被告とするとともに、判例の相対的取消しを絶対的取消しに改める
- ⑤ 個人保証の制限
- ⑥ 職業別の短期消滅時効の廃止と原則的な消滅時効期間を5年に短縮化
- ⑦ 債権譲渡の第三者対抗要件の登記への一元化

これらの論点のうち、①は、当初、「債務者の責めに帰すべき事由」を廃止する方向での議論がなされていましたが、日弁連・各弁護士会等の反対で、変更されていません。また、③は、当初、日弁連・各弁護士会は反対していましたが、現在は概ねコンセンサスが得られています。その他、⑤のように日弁連が特に意見書を作成するなどして賛成している論点もありますが、日弁連・各弁護士会が反対している論点もいまだ議論の俎上に上がっており、最終的にどのような法律になるのか、予断を許しません。

3 法友全期会と債権法改正

これまで、法友全期会は、『民法改正を知っていますか?』（民事法研究会、2009年）、『債権法改正～弁護士からの提言』（第一法規、2011年）など、改正議論をまとめた書籍を出版してきました。また、中間論点整理に対しては、独自にパブリックコメントを発表しました。さらに、第2ステージまでの議論をまとめた小冊子を債権法改正特別委員会で作成し、平成24年8月に実施された法友全期会主催夏合宿において出席会員に配布しました。

今後の法友全期会での取り組みは未定ですが、平成25年3月に発表される予定の中間試案については、パブリックコメントを提出する予定です。

4 終わりに

法友全期会執行部の平成24年度の活動は間もなく終わろうとしています。債権法改正は、これからが本番です。民法という私法の基本法を、その担い手である弁護士にとって使い勝手のよいものにするためにも、多くの会員の皆様が当委員会に参加されることを期待してやみません。

サバイバル・ダンス

山本真由美
(62期)

法友全期会のイベントなどで、必ずと言っていいほど踊っているやんまゆ。ダンスの魅力について、インタビューを試みた。

—ダンスはいつから習っているのですか。

山：弁護士になって1年目の冬からです。

—では、習い始めて3年くらいですね。子供の時は習っていなかったのですか。

山：中学の時、安室ちゃんやTRFがブレイクして、習いたかったのですが徳島県には本格的なダンススタジオがなかったんですよ。そこで、家でTRFのCDをかけて、自己流で踊っていました。

—今通っているスタジオは、TRFのSAMが主宰しているスタジオですね。どうしてここに通うようになったのですか。

山：弁護士になってしばらくして、運動したいと思って、自宅近くのジムを探したのですが、ボスが通っているジムは入会金でも数十万円だったので、無理だなと。そこで、少し遠くでもいいから通いやすそうなジムはないかとネットで探していたら、TRFのダンススタジオを見つけたんです。

—子供のころからの夢が叶ったわけですね。

山：高校、大学はずっと勉強ばかりで、遊ぶことすらままならなかったんです。そんな私が弁護士になれたら、TRFにダンスを教えてもらえるようになった。勉強を頑張ってきたことへのご褒美じゃないかと思っています。

—TRFに直接ダンスを教えもらったこともあるそうですね。

山：ETSUさんのジャズ初級クラスに何回か行きましたが、初級と言ってもレベルが高すぎる。でも、ETSUさんはすごく親切に教えて下さって、感激しました。SAMさんのワークショップも受けましたが、分かりやすく教えてくれました。

—普段はどんなクラスを受けているのですか。

山：ジャズ入門、ガールズヒップホップ初級、ヒップホップ入門の週3回です。レッスンが始まる前に仕事を終わらせよう！となるので、仕

事への集中力が高まります。

—11月のスタジオ発表会にジャズ入門のクラスで出ましたね。

山：虎ノ門ニッショーホールで発表会だったのですが、お忙しい中、廣瀬代表を始め、執行部のメンバーが合計6名も来てくださいました。本当に嬉しかったです。

—発表会に向けての練習はどのくらいしましたか。

山：30時間以上です。土日も練習しました。

—発表会のリハーサルが一番緊張したと言っていましたか。

山：踊っているところを、椅子に座ったTRFの3人にじっと見られるんです。一緒に踊ったプロダンサーの方々もオーディションのようで緊張したと言っていました。TRFのダンスを観てた側が、TRFにダンスを観られる側に逆転するなんて、子供のころの妄想以上です。

—発表会では、表情を褒められたそうですね。

山：一緒に出たメンバーは、中学生2人と25歳2人で、一番私が年上だったんですが、一番ダンスのキャリアが短いんです。当然一番ダンスが下手なので、せめて表情でストーリーを表現しようと頑張りました。

—全期の少女時代の練習の成果だとか。

山：そうなんです。全期で旅行総会に向けて少女時代を練習したことで、表情豊かに踊るクセがつかえました。全期メンバーは笑顔で踊っていましたから。

—発表会に出て、どうでしたか。

山：旅行総会で慣れていたせいも、観客がいてもそこまで緊張せず、楽しかったです。旅行総会では、順位が付くのでセンターになると重圧が凄いです。でも、まだまだ練習を積みなければならぬな、と実感しました。

—最後に、ダンスの魅力について教えて下さい。

山：痩せます(笑)それから、仕事でどんなに精神的に疲れても、踊ると頭を切り替えられますから、かえって仕事にいい影響があるんです。これからも頑張ります。

法テラス江差通信特別編

板垣 義一
(64期)

1 はじめに

私は、北海道檜山郡江差町にある法テラス江差法律事務所に所属する板垣義一(新64期)と申します。法テラスの常勤弁護士として採用され、弁護士1年目を小林・福井法律事務所でお世話になり、その後、平成25年1月1日から、法テラス江差法律事務所へ赴任しています。平成24年度法友全期会執行部(政策委員会)に所属させていただいた縁(むしろ弁護士1年目の思い出のほとんどが全期会関連)もあり、今回、執筆の機会を得ることになりました。

2 赴任地の紹介

江差は、江戸時代にはニシン漁で栄え、「江差の五月は江戸にもない」と言われるほどのにぎわいを見せていたようです。ところが、ある時期からニシンがほとんど獲れなくなり、それに伴い街も寂れていく一方です。最近大きく話題になったのは、北海道新幹線の開通に伴うJRの廃線くらいだったかと思えます。

夏になると、北海道最古の祭りという「姥神大神宮渡御際」や、著名な民謡「江差追分」の全国大会が開催され、盛り上がりを見せるようです。が、一番厳しい真冬に赴任して間もない本稿執筆段階では、夏のことなど想像できないというのが正直なところ。地域に溶け込んで楽しみたいと思っているので、江差町に限らず、こういったイベントにはなるべく参加していきたいと考えています。

気候ですが、北海道としてみれば比較的气温は暖かく、冬でも0度前後、最も寒くて氷点下10度程度です。しかし、体感では数字以上に寒いときもあります。というのも、めっちゃくちゃ風が強い!寒いというより、時には痛く感じます。地吹雪になることもあるので、車に乗っているときは非常に怖い。また、夏場はそうでもないようですが、冬場はほぼ毎日どんよりとした曇り空で、鬱々とした感じになることもしばしばです。

東京とは比すべくもない小さな街で、店もあまりなく、物質的には何もないと思わざるを得ません。とはいえ、海産物は本当に美味しい(美味しい居酒屋も開拓済)ですし、自然には目を奪われるところもあります。段々良さをわかっていき、街を好きになりたいと思っています。

3 裁判所について

江差には函館地裁の支部があります。支部があるから法テラスの事務所を置くという話になったのでしょうか。開廷日は毎月連続する2日間のみとなっています。管内人口は3万人弱程度です。

4 法テラス江差法律事務所について

弁護士が私含め2人(もう一人は旧60期)、事務局が2人の計4人の態勢です。近くには他に法律事務所がありません。過疎地の法律事務所ではどこも同じだと思いますが、利益相反にならないか常に気を配るところです。

支部管内にお住まいの方の事件がほとんどですが、支部管内でない方の事件もあります。

法テラス江差法律事務所は、総合法律支援法30条1項4号に定めのあるいわゆる「4号事務所」であることから、国選弁護と民事法律扶助だけではなく、一般的な有償の法律事務も取り扱っています。

5 普段の活動

持ち込まれる事件の性質ですが、私が前任者から引き継いだ限りでは、債務整理は当然として、離婚、遺産分割など、割とありきたりな一般民事事件を受任しています。法律相談レベルでは労働事件もあるのですが、過去も含め受任にまでは至らないケースが多いようです。

刑事事件に関しては何とも言えませんが、殺人や放火といった世間一般の耳目を集めるようなものは、これまで江差の近辺ではあまりないようです。1か月に1～2件くらいの割合で事件が回ってくるみたいです。

事件以外にも、役場の広報への出稿や講演活動をしたり、公職に就任して様々な会議に出席したりとしています。事あるごとに、地域の方からの期待をひしひしと感じています。

6 最後に

江差に着いてすぐの1週間は東京とのギャップに正直どうなることかと思っていたのですが、人間不思議と慣れるもので、人がいないのが当たり前、寒さにも耐え、友人もいな

い北の大地での生活も満喫できそうな感じがしています。もちろん、仕事ありきですけれども。

でも、寒いところに一人でいて寂しいのも確かです。機会があれば、江差まで、江差が難しければ函館まで、ぜひ遊びに来てください！

よろしくお願ひします。

法友全期会会員 各位

法友全期会会費納入のお願い (未納の先生方へ再告知)

法友全期会 代表幹事 廣 瀬 健一郎
同 事務局長 箭 内 隆 道
同 財務担当副代表幹事 手 打 寛 規

会員の皆様方におかれましては、平素より法友全期会の活動にご参加、ご助力頂き、誠にありがとうございます。

法友全期会は、本年度も、会員相互の親睦を図り、会員の業務にお役に立てますよう、各種行事、業務拡大や専門知識の向上に役立つ研修会の開催、債権法改正問題への取り組み、若手会員に対する実地研修機会の提供と拡充、リクリエーション企画、その他出版物の発行などの会員のニーズに応える企画を実施して参りました。

本年度も残すところ1ヶ月弱となりましたが、引き続き、春合宿、法テラス江差訪問の活動を推進して参る所存です。

他方で、これら全期会の諸活動は、会員の皆様からの会費によって支えられておりますところ、本年度の法友全期会会費の納付状況が残念ながら例年に比べて十分ではない状況にあります。つきましては、本年度会費をまだ納付されていない会員におかれましては、下記記載の年会費を下記振込口座にお振り込み下さいますようお願い申し上げます。

(なお、本会費は、法友会各部の会費とは別に納めていただくものとなります。)

なお、本年度中に会費を納入して頂きました会員には、本年2月に発行されました『Q&Aでわかる 民事執行の実務』（日本法令）を無料で謹呈させていただきます。

記

1. 会 費	50期～56期（新入会員を除く）	金15,000円
	57期～59期（同上）	金12,000円
	60期・61期（同上）	金 8,000円
	62期・63期（同上）	金 6,000円
	64期・新入会員	無 料

2. 振 込 先 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店（店番041） 普通預金
（口座番号）0202154
（名 義）法友全期会平成24年度 財務代表 弁護士 手打寛規
ホウユウゼンキカイハイセイニジ ュヨネント サイムダクイヨウベンゴシテウチヒロ川

【お願い】 振込人のお名前には「56期 手打寛規」のようにお名前の前に期を付して下さい。
なお、勝手ながら事務費削減のため、振込用紙の控えを会費の領収証に替えさせていただきます。予めご了承下さい。

事務連絡先 財務担当副代表幹事 手打寛規
電話 03-5510-7703 FAX 03-5510-7704
E-mail: h.teuchi@babasawada.com

法友全期会 平成23年度 特別会計決算書

(単位:円)

収入の部				支出の部			
項 目	予算額	決算額	達成率	項 目	予算額	決算額	達成率
前期繰越金	11,182,591	11,182,591	100.00%	総会費等			
出版収入	2,800,000	6,719,492	239.98%	1 一般会計組入金	6,000,000	6,325,001	105.42
利息		1,606	-	2 出版会議費	200,000	74,800	37.40
仮受金		100		3 出版税金	1,000,000	438,300	43.83
				4 税理士費報酬	210,000	210,420	100.20
				5 雑 費	100,000	12,826	12.83
				6 予備費	6,472,591	0	0.00
繰越金を除く収入合計	2,800,000	6,721,198	240.04%	支 出 合 計	13,982,591	7,061,347	50.50
前期繰越金合計	11,182,591	11,182,591		次 年 度 繰 越 金	0	10,842,442	
合 計	13,982,591	17,903,789		合 計		17,903,789	

法友全期会 平成24年(2012年)度 特別予算書

(単位:円)

収入の部		支出の部	
項 目	予算額	項 目	予算額
1 前期繰越金	10,842,442	1 一般会計組入金	4,000,000
2 出版収入	4,000,000	2 出版会議費	400,000
		3 出版税金	1,000,000
		4 税理士報酬	210,000
		5 雑 費	100,000
		6 予備費	9,132,442
合 計	14,842,442	合 計	14,842,442

法友全期会メーリングリスト&ホームページのお知らせ

法友全期会では、会員の先生方向けにメーリングリストを運営しています。法友全期会のメーリングリストは、全期会主催の各種イベントのご案内や会務のご報告のほか、法律相談や当番弁護の交代者を探す窓口としても利用されています。まだメーリングリストに登録されていない先生は、是非この機会に登録をしていただくようお願いします。

メーリングリストの新規登録や登録アドレスの変更をご希望される先生は、manager@zenkikai.netまでご連絡下さい。メールをお送りいただく際には、お名前、所属部、修習期をご記載いただくようお願いします。

また、法友全期会ではホームページを開設しています (<http://zenkikai.net/>)。こちらでも各種イベント等についてのご案内等、新しい情報を発信しておりますので、併せてご参照下さい。

編集後記

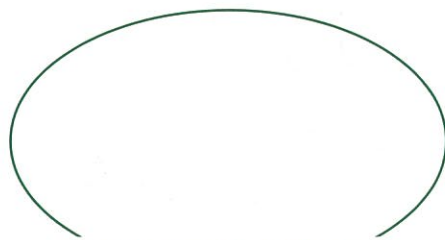
平成24年度法友全期会ニュース第2号をお届けします。

早いもので平成24年度執行部も間もなく任期が終わることになります。今年度も沢山のイベントが開催されましたが、各イベントには沢山の会員の皆様にご参加いただき、大変盛り上がった一年間となりました。その盛り上がり的一端でも本全期会ニュースによってお伝えできていれば幸いです。

全期会ニュースのお届けが年度末となってしまいましたが、皆さまには残りの行事にも積極的にご参加いただきたいと思います。

最後に、本ニュースの出版にあたっては、お忙しい中、快く執筆を快諾して頂いた先生方に、この場をお借りして御礼申し上げます。

広報担当副代表幹事 横澤 康平(57期)



法友全期会

法友全期会ニュース

No.133 (2012年度第2号)
2013年3月1日

発行者 廣瀬 健一郎

発行所 東京弁護士会 法友全期会

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目7番2号
東京サンケイビル25階

電話 03-5204-1080

FAX 03-5204-1255

印刷所 株式会社 アロータイム

〒110-0004 東京都台東区下谷1-10-4

電話 03-3847-9744

FAX 03-3847-5573